

6月12日(火)

(第1日目)



## 平成30年第3回南関町議会定例会（第1号）

平成30年6月12日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣言

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

5番 杉 村 博 明 君

6番 井 下 忠 俊 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託について

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

(平成29年度南関町一般会計予算)

日程第6 報告第2号 繰越明許費の繰越報告について

(平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算)

日程第7 報告第3号 事故繰越しの繰越報告について

(平成29年度南関町一般会計予算)

日程第8 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(南関町税条例等の一部を改正する条例)

日程第9 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第10 議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(平成29年度南関町一般会計補正予算(第7号))

日程第11 議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))

日程第12 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第4号))

日程第13 議案第36号 南関町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第37号 平成30年度南関町一般会計補正予算(第1号)について

- 日程第15 議案第38号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第16 議案第39号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第40号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第18 議案第41号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算  
(第1号)について
- 日程第19 議案第42号 町道の路線認定について
- 日程第20 一般質問  
①6番議員 ②11番議員 ③4番議員 ④7番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 西 田 恵 介 君	2番 北 原 浩一郎 君
3番 中 村 正 雄 君	4番 立 山 比呂志 君
5番 杉 村 博 明 君	6番 井 下 忠 俊 君
7番 立 山 秀 喜 君	8番 打 越 潤 一 君
9番 鶴 地 仁 君	10番 橋 永 芳 政 君
11番 境 田 敏 高 君	12番 酒 見 喬 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町 長 佐 藤 安 彦 君	税務住民課長 古 澤 平 君
副 町 長 雪 野 栄 二 君	福祉課長 島 崎 演 君
教 育 長 谷 口 慶志郎 君	経 済 課 長 東 田 彰 夫 君
総 務 課 長 北 原 宏 春 君	建設課長 大 木 義 隆 君
会 計 管 理 者 寺 本 一 誠 君	教 育 課 長 赤 木 二 三 也 君
まちづくり課長 坂 田 浩 之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 深 浦 正 勝 君 書 記 福 山 尚 樹 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成30年第3回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番議員、6番議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から6月14日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月14日までの3日間とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、平成30年度町村議会議長・副議長研修会及び県関係国会議員への要望についてです。本研修会は、去る5月28日、東京国際フォーラムホールAで開催されました。内容については、山梨学院大学大学院研究課長法学部教授、江藤俊昭氏による「町村議会議員の議員報酬等のあり方及び町村議会のあり方に関する研究会報告書」と題しての講演と、町村議会特別表彰の3町の議長による発表がありました。

翌日の5月29日は、全国町村会館にて、熊本県内町村議会正副議長による県関係国会議員への要望書を提出しました。要望内容は、その一部の写しをお手元に配付しています。詳細資料を事務局に備え付けておりますので、これを省略します。

報告の第2点は、例月出納検査報告についてです。本件については、南関町監査

委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員、繁松哲也君、打越潤一君より、平成30年2月分、3月分、4月分、平成30年度4月分の出納検査結果について、その報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

-----○-----

#### 日程第4 陳情の委員会付託について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、陳情の委員会付託についてです。

閉会中に受理した陳情は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、2件を所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） ここで、町長から挨拶の申し出があっていますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

平成30年第3回南関町議会定例会の開会にあたり、平成30年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いいたしますとともに、本年2月に町長、町議選挙が執行されたために、本定例会で施政方針を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

平成30年2月に町長・町議選挙が執行され、17期南関町議会議員の皆様とは初めての新しい年度を迎えております。昨年は比較的災害が少ない穏やかな年ではなかったかと思っておりますが、一昨年の熊本地震、南関町で年末に発生した高病原性鳥インフルエンザなどと、災害等はいつどこで発生するかわからないものであり、常日ごろからの危機管理体制の確立が重要なことを肝に銘じておかなければならぬと考えているところであります。

さて、国においては先進国で最悪の状態にある財政を建て直すため、新たな財政健全化計画の策定に着手したところであります。国債に頼らずに政策経費を貯える状態を表す基礎的財政収支の黒字化についても、達成目標を2020年度から2025年度に遅らせる見通しとなるようあります。2018年度予算では、歳出規模が6年連続で過去最大を更新しており、歳入では景気拡大を追い風に税収を8年連続増と見込み、新規国債の発行額も昨年度同様30兆円台と8年連続減とし、歳出では看板政策と掲げている人づくり革命と生産性革命のための施策に重点配分されています。歳出項目別では、最終の3割以上を占める社会保障費が1.5%増の約33兆円と過去最大を更新しており、地方交付税の不足分を補う地方交付税は2.0%減の16兆円となっており、交付税の減額は6年連続となります。そのような中で、自治体の貯金にあたる基金残高の増加を理由とする交付税の抑制が見送られ

たことは、喜ばしいことであります。

関係国との協議が続けられてきたＴＰＰ11（イレブン）は、新協定に署名がされており、これからアメリカの動きはありますが、関連法案も本国会での設立も確実となつたため、特に農業関係者には厳しい状況が予想される中で、今後の国に対応を期待するところであります。

また、1億総活躍社会の実現に向けた地方創生のための施策が続けられており、まち・ひと・しごと創生事業費は、今年度も引き続き1兆円が確保されることになりますが、本町においても町の特色を生かした事業の展開を継続していく必要があります。

このような中で、本町の人口は昨年末に1万人を切り、高齢化率も37%を超えるような状況となっておりますが、町の継続的な発展のためには、行財政改革による無駄の排除、さらなる自主財源の確保に努めなければなりません。特に今年度も国全体の地方交付税配分額が減額されるため、柔軟に対応できる財政構造の構築と中長期的な計画を見据えた事業の展開が必要となります。厳しい状況が続くことになりますが、地域住民の皆様が安全・安心で、心豊かに暮らせるような質の高い行政運営を行っていくことは行政の責務であり、信頼される自治体として分権時代にふさわしい行政サービスの提供に努めていきたいと考えております。本年度は、国・県の動き等も含めて、柔軟かつ弾力的に対応しつつ、最小の経費で最大の効果を上げることができるような事業を推進するとともに、住民福祉の向上に努めてまいります。

平成30年度の一般会計歳入歳出予算等については、3月の第2回議会定例会において議決いただきましたが、町長・町議選挙の関係で骨格予算となつておりましたので、本定例会で本年度の中心となる事業の予算を追加し、御提案させていただきたいと思います。

そこで、今回提案申し上げております平成30年度一般会計補正予算などでございますが、歳出全般にわたり細部までの検討を行い、経営の効率化、コストの削減を念頭に置きながら歳出の抑制に努め、目的に沿った費用対効果を重視し、重要政策課題に重点を置いた編成を行つたところでございます。

平成30年度南関町一般会計補正予算は、総務費の一般管理費、管内図データ作成業務委託料3,070万2,000円、土木費の道路新設改良費測量設計委託料4,885万5,000円、改良舗装工事1億3,092万9,000円、住宅管理費營繕工事3,248万円、消防費の消防施設費、防火水槽建設工事1,200万円など、4億864万6,000円を追加し、一般会計予算の総額を60億9,220万9,000円としているところであります。参考ではありますが、昨年同時期の一般会

計予算総額は61億2,409万4,000円ありました。

その他の議案の提出については、繰越明許費の繰越報告についてが3件、南関町税条例等の一部を改正する条例など、条例予算の専決処分の報告及び承認を求めることについてが5件、南関町課設置条例等の一部を改正する条例の制定が1件、平成30年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が4件、町道の路線認定についてが1件を提案しています。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成30年度の主要な施策について申し上げます。

まず、総務課関係では、今後一層の事務の効率化・合理化を図るとともに、職員の研修等を強化し、住民から信頼される職員となるべく資質向上に努めます。また、本年度より2年間の熊本県との人事交流を開始しており、各種研修会への参加をはじめ、職員の能力向上及び組織力の向上にも努めてまいりたいと考えております。

人事評価制度については、平成28年度から開始しておりますが、職員の人材育成に係る意識改革を行うことを目的とした人事評価を行い、職場全体の総合力の向上にもつなげたいと考えております。

区長制度については、各校区で小規模行政区の再編・統合の動きが出てきており、区民が減少してもお互いが支え合えるような行政区となるとともに、当該地域に在住のすべての住民を区民とし、自主防災組織の活動強化など、地域が一体となった組織を目指し、将来的には全世帯の自治会加入を目標にしたいと考えております。

また、町職員による地域づくり応援職員制度については、業務とボランティアの関係からも難しい問題ですが、期間を掛けてでも町職員の公共的活動への参加協力体制の実現を図りたいと考えております。

災害に負けないまちづくりの実現については、各地域の自主防災組織を充実させ、本年3月に完成した総合防災マップ等を活用した避難体制を強化するとともに、防災行政無線デジタル化に向けての準備、災害等の非常時にいつでも対応できるような防災拠点、ネットワークの確立に努めます。

ふるさと応援寄附金については、平成29年度に初めて1億円を突破するなど、好調な動きが続いておりますが、返礼品や額に対する国からの指導もあっており、ふるさと応援団との調整・連携を図りながら、全国の南関町を応援してくださる方々への情報発信を強化し、更なる寄附金の増加を目指します。

次に、まちづくり課関係では、第2期住んでよかったプロジェクト推進事業の推進により、小学生の児童数が増加に転じるなど一定の効果も見えてきておりますが、この数値に満足することなく、引き続き、子育て支援、定住対策等を図って行くこととします。

転入希望者からの要望が多い空き家バンク事業も、今年度は3回目の空き家調査を実施することとしており、区長さんをはじめ、地域おこし協力隊員や関係者との調整を積極的に行い、受け入れ態勢の強化を図るとともに、危険家屋への対策を進めます。

また、地域おこし協力隊員も2年目を迎えるので、空き家バンク事業、ふるさと応援寄附金事業などを中心に、町の情報発信の要となるような活動を期待するものであります。

グリーンヒル二城の分譲については、現在、16区画中12区画が分譲済みとなり、残り4区画については2区画を一括購入できるような条例の一部改正も活用し、町外にお住まいの方や町内企業等にも幅広いPRを行い、早期分譲ができるように努めてまいります。

昨年4月から本格運行を開始しました乗り合いタクシー事業については、5月末で利用登録者が1,473人、1日平均の利用者も40人ほどとなっており、高齢者等におかれではかなりの割合で登録されているため、今後も利用者の意見を反映した交通体系の充実に努めるとともに、町全体の公共交通の調整を図っていきます。

地方創生拠点整備交付金を活用し建設した加工品開発センターは、本年度からが本格的な動きとなるため、指定管理者である南関ふるさと応援団との連携を密にし、多くの関係者に利用していただき、地域資源を活用した新たな加工品開発を推進します。また、加工品の開発・販路開拓により、所得の向上及び人材の育成に努めるとともに、6次産業化の推進を図ります。

2019年のNHK大河ドラマ「いだてん～東京オリムピック噲～」の放送に向けましては、玉名市、和水町との地域振興協議会を中心とし、金栗四三氏ゆかりの地として、関係地域の広報・PRを行うとともに、観光の振興、地域の活性化に繋げていきたいと考えています。

庁舎の建設等も含めたコンパクトシティ構想については、熊本県からの土地・建物等の無償譲渡も完了し、30年度は庁舎等の実施設計、必要としない建物の解体、進入道路、防災施設等の整備に着手することとしており、ワークショップの開催など、地域住民の皆様方の意見等もお聞きし、町民の皆様に喜んでいただける利便性に優れた施設となるよう整備していきたいと考えております。

企業立地等の動きについては、一昨年、昨年と好調な動きが続いており、本年度も積極的なトップセールスによる企業誘致活動に取り組むとともに、町内企業との情報交換を密に行い、さらなる増設、雇用の拡大に努めます。

また、求人情報の提供を積極的に行い、働く場所の確保に努めます。

山の再生と孟宗竹等を活用したバンブーフロンティア事業については、バンブー

フロンティア（株）、バンブーマテリアル（株）2社の竣工式が2月に行われ、ゴールデンウィーク後からは、機械設備の調整と併せ、試作品の製造が始まっています。事業の成功のためには竹の安定的な供給が必要であり、町としては地方創生の観点からも、関係市町村との連携や、引き続き庁内の横断的連携により企業と竹林所有者との調整・協議等の支援を行いたいと考えております。

次に、税務住民課関係では、自主財源の根幹となる町税の確保を図るため、申告、納税の啓発を強化するとともに、公平性の観点から滞納者に対して実態調査の実施と捜査・差押えの強化及び県や玉名郡4町での併任徴収委託契約を継続し、併せて合同公売会、不動産公売会、インターネット公売を実施し、滞納者への徴収強化及び収納率向上に努めます。

町の環境美化に向けては、南関町環境美化に関する条例を制定し、地域環境美化促進計画に基づいて、清潔で美しいまちづくりを目指して、住民の協力による美化活動を全町で実施しているところであります。

また、ごみ減量化に向けた取り組みとして3Rを徹底し、循環型社会の構築に向けた環境美化意識の高揚を図るための総合的な啓発活動を行ってまいります。

さらに、温室効果ガスの排出抑制のための措置として、平成28年7月1日に熊本県では初めて、地球温暖化対策を目的に国が推進する運動であるクールチョイスへの賛同を宣言して、昨年9月からは、町内の事業所や各世帯から発生した廃食油を回収してバイオディーゼルエンジンの燃料として利用することといたし、既に町内事業所での利用が始まっております。今後も、温暖化防止に向けて、より一層の取り組みを推進します。

また、和水町との2町で運営しているせきすい斎苑については、大規模改修工事に伴う火葬炉選定支援業務を行うこととしております。

次に、福祉課関係では、南関町地域福祉計画に基づき、「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を基本理念に、高齢者・障がい者支援等の各種福祉施策に取り組むとともに、人権啓発の推進に努めてまいります。

子育て支援関係では、子育て世代包括支援センター機能とファミリーサポートセンター事業の充実により、妊婦期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施するとともに、各種子育て支援事業の周知と利用促進により、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

介護保険事業では、昨年度から始めた新しい総合事業を推進していくとともに、地域密着型介護施設1カ所の開設、各地域で実施されている元気づくりシステムの充実や、これまで取り組んできています介護予防事業の強化を地域包括支援センターと連携しながら進めてまいります。

国民健康保険は、今年度からの新制度施行、県による財政運営へ移行されており、町として必要な税収の確保と財政の健全化等に取り組みます。また、保健センターとともに、保健事業の充実を含め、疾病の早期発見、治療に繋がる各種健診の受診勧奨等による医療費の適正化と健康づくりの推進に努めます。

次に、経済課関係では、本町の基幹産業である農業は、就農者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、依然厳しい状況にありますが、本年度の南関町がまだす隊の総会では、新規加入者が6人もおられ、今後の活躍に大きな期待をしています。

農政の中心としては、引き続き圃場整備を推進し、農地の集約や営農組織の設立に繋げ、コスト削減を図りながら、担い手農家の確保、農業所得の向上に努めてまいりたいと考えております。また、後継者を心配される農家においても、農地の貸し借りや作業の委託を安心してできる体制づくりを進めます。

有害鳥獣対策につきましては、駆除委託や防護柵の設置補助等を行なながら、駆除のための新たな担い手の確保・育成を図ってまいります。

町の観光の振興については、集客力があるふるさと関所まつり、古小代の里陶器・梅まつりを中心に、本年で3回目を迎える「いすー1グランプリ」等の開催や様々なイベントを支援するなど、南関町のすばらしさを全国に発信してまいります。

また、大牟田市、玉名市を中心市とする定住自立圏の構成市町及び長崎県島原市等との広域連携を強化し、PR活動や相互出店を図り、観光客・修学旅行生等の誘致に努めます。

旧石井邸（白秋生家）の保存整備については、国の登録有形文化財の登録を進めしており、6月4日には、文化庁より現地視察に来られ、年度内の登録に向けて調整をしていきたいと考えております。また、ふるさと納税からの基金充当が3年目となり、本年度中には約1億円の整備資金が見込まれますので、登録手続きと並行して全体計画も進めていく必要があります。

南の関うから館については、現在の指定管理者との契約期間が今年度で最終年度となり、温泉施設としてのあり方やコンパクトシティ構想との関連からも、町民の皆様に役立てる新たな活用方法等も含めて検討していきたいと考えております。

次に、建設課関係では、まず道路・橋梁等の維持管理で、町道の舗装については、維持管理修繕計画に基づき北の辺田野線、迎町八田線等の修繕工事を行い、橋梁については、長寿命化修繕計画により、関町の南関橋の補修工事を行うこととしております。

トンネルについては、松風トンネル坑口の補修工事及び鬼王トンネルの調査測量設計業務を行う計画としております。

町道改良工事等については、町道関村田原線、南関中学校線改良工事のほか、コンパクトシティ構想にも関連する町道田町堀池園線の測量・設計及び用地取得などを行う計画であります。

また、町営住宅は、小原団地改善事業として3棟の外壁・屋上防水工事を行うこととしております。

県工事としては、関川の河川改修に伴う八重丸堰関連事業では、揚水試験と併せて補償費の算定を行い、県道大牟田南関線の用地取得、北開地区、前原笛鹿地区、北の辺田地区の急傾斜対策事業をはじめ、国・県道の歩道整備や改良事業に取り組む計画であります。

最後に、教育課関係では、昨年度までに小中学校の校舎、屋内運動場の耐震改修、屋内運動場の吊り天井改修工事や小中学校の普通教室へのエアコン設置等も完了したところであります。今年度は、第四小学校校舎の屋上防水工事の設計業務委託を行うこととしており、改修により施設の安全性を高めたいと考えております。

幼児英語教育事業については、本年度で2年目を迎ますが、グローバル社会の進展の中で英語の重要性がますます高まっており、幼児期から英語に親しむことにより、小中学校における英語教育の一貫した指導システムの構築、英語教育全体の充実に繋げたいと考えております。

町教育大綱の理念は、「町づくりは人づくりから」であり、南関町の小中学校で学んでよかったですと思えるような教育と南関町に住んで、共に学び、生きがいが実践できる生涯学習を推進する必要があります。

また、地域とともにある学校づくりを目指し、コミュニティスクールの充実を図り、学校応援団やボランティア団体等との連携により、地域ぐるみでの子育てを推進したいと考えています。

また、地域住民の声を反映できる開かれた行政運営の推進のため、皆様方の御意見や御要望を伺う地域懇談会を毎年開催しておりますが、本年度も引き続き開催するとともに、町政に対する理解を深めていただくための南関町協働のまちづくり出前講座についても、広く周知して積極的に計画していきたいと思います。

以上、申し上げてきましたが、これらの事業を推進していくには財政基盤の確立が最重要課題であります。これまで以上に行財政改革を進め、徹底的に無駄をなくし、あらゆる経費の縮減を図るとともに、事業の推進につきましては、それぞれの事業の重要性・必要性を鑑み、優先順位をつけながら着実に事業を展開していく考えでございます。

最後に、町職員の意識改革についてですが、職員一人ひとりが、地域住民の皆様の意見や要望を理解し対応できるよう育成に努めるとともに、全ての職員が笑顔で

挨拶ができるような明るい職場づくりを推進していきます。

このような重点施策を中心に、引き続き「産み育てやすい環境の整備」「住む場所と働く場所の確保」「高齢者や障がいがある方も安心して暮らせる環境の整備」をまちづくりの3本の柱として、地域住民の皆様方に本当に住んでよかったです。思つていただけるような誇れる協働のまちづくりに取り組んでまいります所存でございます。

今後とも、なお一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、平成30年度町政運営の施政方針とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第5、報告第1号から日程第19、議案第42号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、報告第1号から日程第19、議案第42号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越報告について

(平成29年度南関町一般会計予算)

日程第 6 報告第 2号 繰越明許費の繰越報告について

(平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算)

日程第 7 報告第 3号 事故繰越しの繰越報告について

(平成29年度南関町一般会計予算)

日程第 8 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(南関町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 9 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 10 議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(平成29年度南関町一般会計補正予算(第7号))

日程第 11 議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第5号))

日程第 12 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めるについて

(平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正  
予算(第4号))

日程第 13 議案第36号 南関町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第37号 平成30年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第38号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第39号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第17 議案第40号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第18 議案第41号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第42号 町道の路線認定について

○議長（酒見喬君） 議案はお手元に配付しております。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） [議案名朗読]

○議長（酒見喬君） 配付漏れなどありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 報告第1号、繰越明許費の繰越報告について、御説明を申し上げます。

次のページの繰越計算書により、事業名と繰越額について御説明いたします。

2款総務費は、1項総務管理費の庁舎等建設事業2,000万円を繰り越しております。防災広場の設計委託工事費でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業1億1,600万円と施設開設準備経費助成特別対策事業1,740万円を繰り越しております。地域密着型特別養護老人ホームの整備・開設に伴う補助金でございます。

7款土木費は、2項道路橋梁費の道路新設改良事業4億164万8,000円を繰り越しております。委託料、工事請負費、補償費等でございます。

同じく3項河川費の河川改良事業3,048万円を繰り越しております。負担金等でございます。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業3,1

61万円を、また2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業1,439万4,000円を繰り越しております。いずれも工事請負費でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（酒見喬君）建設課長。

○建設課長（大木義隆君）報告第2号、繰越明許費の繰越報告について御説明いたします。

平成29年度南関町公共下水道事業特別会計歳出予算の経費を平成30年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次ページの繰越計算書をご覧ください。

2款事業費につきまして、1項公共下水道事業費を3,594万円繰り越しております。内訳は、13節委託料が1,460万2,000円で、南関町污水処理構想及び全体計画見直し業務委託とストックマネージメント計画策定業務委託でございます。また15節が工事請負費2,133万8,000円で、乙丸地区幹線管渠築造工事でございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（酒見喬君）総務課長。

○総務課長（北原宏春君）報告第3号、事故繰越しの繰越報告について御説明申し上げます。

地方自治法第220条第3項の規定により、平成29年度南関町一般会計歳出予算の経費を平成30年度に繰り越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により御報告いたします。

次のページの繰越計算書により事業名と繰越額について御説明いたします。ご覧ください。10款の災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業8,055万5,077円を、また2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業1,237万5,600円を繰り越しております。いずれも平成28年災の工事請負費でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（酒見喬君）税務住民課長。

○税務住民課長（古澤平君）議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めるについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。南関町専決第1号で、南関町税条例等の一部を改

正する条例の制定についてを平成30年3月31日付けで専決しております。今回の税条例等の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日には公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることに伴い、南関町税条例についても一部を改正し、同日から施行する必要がありますので、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきました。

次ページをお願いします。改正の主な内容につきまして御説明申し上げます。南関町税条例第11号、南関町税条例等の一部を改正する条例の第1条で、南関町税条例の一部の改正を行っております。同ページ中第24条第1項第2中、障がい者、未成年、寡夫または寡夫の個人住民税の非課税となる所得金額の上限を125万円から135万円に改め、第24条第2項中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改め、均等割非課税となる所得金額の限度額に10万円を加算し、第34条の2で、所得控除について所得割の納税義務者の所得要件を2,500万円以下に制限し、第34条の6中、調整控除に係る所得割の納税義務者の所得要件を2,500万円以下に制限し、36条の2中、年金所得者に係る配偶者特別控除の要件から源泉控除対象配偶者を除き、次ページの第48条中、法人町民税の申告納付について、租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定の追加と大法人の電子申告の義務化について、規定の追加及びそれに伴う文言の整備を行い、次ページからその次のページまでで、第52条に法人町民税に係る期限の延長の場合の滞納金についての期間の計算方法についての規定を追加し、同ページの第54条に家屋の特定附帯設備については、その取り付け者に償却資産として課税することを明記し、同ページの第92条に、製造たばこの区分を新たにつくり、その中に加熱式たばこを明記し、次ページの第93条の2で、加熱式たばこを製造たばこと見なす場合の規定を追加し、同ページから次のページとその次のページで、第94条に加熱式たばこを紙巻きたばこの本数へ換算する方法等についての規定を追加し、同ページの第95条でたばこ税の税率を1,000本につき5,262円から5,692円に改め、同ページの附則第5条中、個人住民税の所得割の非課税限度額を10万円引き上げ、同ページから次ページまでで附則第10条の2に固定資産税等の課税標準の特例に係る課税標準額に乗じる市町村で定める割合を変更追加し、同ページから次ページの附則第11条の2から附則第15条で、土地の評価等の特例の適用年度の改正を行い、次ページの第2条から第5条で、平成31年10月1日から平成34年10月1日までの加熱式たばこに係る課税標準及び税率等の改正について規定し、同ページから次ページの第6条で、平成27年度改正において講じた旧三級品の紙たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの税率を平成31年9月30日

まで適用することを規定し、同ページの附則第1条で、施行期日を改め、次ページから最終ページの2条から第11条まで、それぞれの税目に係る経過措置を規定しております。

以上で報告を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第32号議案、専決処分の報告及び承認を求めるについて、御説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

次ページをお願いします。南関町専決第2号で、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを平成30年3月31日付けで専決しております。

次ページをお願いします。改正の主な内容につきまして、御説明申し上げます。南関町条例第12号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、国民健康保険税につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、町へ保険給付に要する費用を全額交付し、町は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付することになるため、課税額について規定する第2条第1項をその旨に全文を改正するものでございます。

また、第2条第2項で、基礎課税額の限度額を54万円から58万円に改め、第23条で5割軽減判定基準の基準額の算定による加算額を27万円から27万5,000円に、2割軽減判定基準の基準額の算定による加算額を49万円から50万円に改めるものでございます。

第24条の2は、特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提出が不要となる旨の改正でございます。

以上で報告を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 議案第33号、専決処分の報告及び承認を求めるについて、御説明を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度南関町一般会計補正予算（第7号）を平成30年3月31日に専決第3号として処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成29年度南関町一般会計補正予算書（第7号）で御説明いたします。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,48

9万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,919万3,000円としております。

2ページをお開きください。2ページと3ページは、歳入についての補正額の一覧でございます。2款地方譲与税は、1項地方揮発油譲与税を168万5,000円減額して1,531万5,000円とし、2項自動車重量譲与税を448万円減額して3,752万円としております。

3款利子割交付金は、1項利子割交付金に6万9,000円を追加して126万9,000円としております。

4款配当割交付金は、1項配当割交付金に77万3,000円を追加して、17万3,000円としております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、1項株式等譲渡所得割交付金に235万7,000円を追加して255万7,000円としております。

6款地方消費税交付金は、1項地方消費税交付金に1,720万5,000円を追加して、1億8,540万5,000円としております。

7款ゴルフ場利用税交付金は、1項ゴルフ場利用税交付金を39万7,000円減額して、990万3,000円としております。

8款自動車取得税交付金は、1項自動車取得税交付金に552万6,000円を追加して、1,282万6,000円としております。

10款地方交付税は、1項地方交付税を305万3,000円減額して、18億4,188万9,000円としております。

11款交通安全対策特別交付金は、1項交通安全対策特別交付金に6万3,000円を追加して127万9,000円としております。

14款国庫支出金は、2項国庫補助金に153万円を追加して4億5,600万1,000円としております。

15款県支出金は、2項県補助金を187万3,000円減額して4億5,301万9,000円としております。

17款寄附金は、1項寄附金に3万1,000円を追加して1億653万2,000円としております。

18款繰入金は、1項基金繰入金に293万6,000円を追加して2億2,375万4,000円としております。

21款町債は、3,390万円を減額して5億9,870万2,000円としております。補正前の歳入合計から1,489万8,000円を減額して、歳入合計を61億7,919万3,000円といたしております。

4ページをお願いいたします。歳出についての補正額の一覧でございます。まず

2款総務費は、1項総務管理費に50万4,000円を追加し、6億8,878万3,000円としております。

5款農林水産業費は、1項農業費を1,185万円減額し、3億966万4,000円とし、2項林業費は財源の組み替えでございます。

7款土木費、1項土木管理費及び2項道路橋梁費は、財源の組み替えでございます。

3項河川費を72万4,000円減額し、3,905万8,000円とし、5項下水道費を60万円減額し、1億2,079万4,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に124万9,000円を追加し、3,117万7,000円としております。

8款消防費、1項消防費は、財源の組み替えでございます。

9款教育費、2項小学校費を161万4,000円減額し、1億6,198万4,000円としております。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費を199万9,000円減額し、4,887万3,000円としております。

12款予備費は、1項予備費に13万6,000円を追加して、2,119万円といたしております。

補正前の歳出合計から1,489万8,000円を減額して、歳出合計を61億7,919万3,000円といたしております。

次の5ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございます。変更といたしまして、7款土木費の2項道路橋梁費、道路新設改良事業を1億5,545万9,000円減額いたしまして、4億164万8,000円とし、同じく7款土木費の3項河川費、河川改良事業を617万9,000円減額して3,048万円とし、10款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費、農地等災害復旧事業の全額を減額しております。

6ページをお開きください。地方債の補正でございます。補助整備事業につきましては1,070万円、道路橋梁整備事業につきましては2,150万円、河川整備事業につきましては70万円、小学校整備事業につきましては160万円、消防防災施設整備事業につきましては70万円増額、災害復旧事業につきましては10万円減額いたしております。

9ページをお願いいたします。9ページから12ページまでは、歳入についての説明でございます。額の確定によるものでございます。

次13ページをお願いいたします。13ページからは、歳出についての説明でございます。ほとんどが事業費の確定、または財源の組み替えによるものでございますが、2款総務費、1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費の25節積立金にふ

るさと南関応援寄附金基金積立金として397万5,000円を追加しております。

以上で報告を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、説明をしてください。建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第34号議案、専決処分の報告及び承認を求めるについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）をお開きください。

1ページをお願いいたします。専決第4号、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。専決につきましては、財源の組み替えによるものでございますので、予算総額の補正是ございません。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。2款繰入金は、1項一般会計繰入金を60万円減額し、1億2,079万4,000円とするものでございます。

4款町債は、1項町債に60万円を追加して2,470万円とするものでございます。

3ページの歳出は、補正はございません。

4ページをお願いします。第2表、繰越明許費の補正でございます。2款事業費、1項公共下水道事業費の公共下水道建設事業の繰越明許費を73万3,000円減額して3,594万円とするものでございます。事業費の見込みによる補正でございます。

5ページは、地方債の補正でございます。公共下水道事業債の限度額を60万円追加して2,470万円とするものでございます。

8ページをお開きください。歳入の明細でございます。2款繰入金は、1項1目1節一般会計繰入金を60万円減額するものでございます。また4款町債につきましては、1項1目1節公共下水道債を60万円追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出の明細でございます。2款事業費は、1項公共下水道事業費、1目公共下水道建設費は一般財源を減額し、1項地方債を追加する財源組み替えでございます。

以上、報告いたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第35号議案、専決処分の報告及び承認を求めるについて御説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算書（第4号）をお開きください。

1ページをお願いします。専決第5号、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）でございます。専決につきましては、財源の組み替えによるものでございますので、予算総額の補正是ございません。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。3款国庫支出金の1項国庫補助金は、184万9,000円を減額して797万7,000円とするものでございます。

5款繰入金は、1項一般会計繰入金に124万9,000円を追加して3,117万7,000円とするものでございます。

8款町債は、1項町債に60万円を追加して2,570万円とするものでございます。

3ページの歳出の補正はございません。

4ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。浄化槽整備推進事業の限度額を60万円追加して2,570万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入の説明でございます。3款国庫支出金は、1項1目1節浄化槽整備推進事業補助金を184万9,000円減額するものでございます。

5款繰入金は、1項1目1節一般会計繰入金に124万9,000円を追加するものでございます。

また、8款町債につきましては、1項1目1節公共下水道債を60万円追加するものでございます。

8ページをお願いします。歳出の明細でございます。2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費の国庫補助金交付決定に伴う財源組み替えでございます。

以上、報告いたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上

げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第36号議案、南関町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、課の分掌事務を適正なものにするためといたし、現在、経済課の事務であります商業に関する事項、観光に関する事項をまちづくり課の分掌事務として移行したく改正するものでございます。これまでの経済課内での事務の執行状況、庁舎建設等を見据えたこれからまちづくりへの取り組みを考え、商工業、観光をまちづくり課の中で定住、雇用対策等と連携しながら、より広がりのあるまちづくりへの取り組みにつなげていきたいという考え方で改正するものでございます。

次のページをご覧ください。南関町課設置条例の一部を改正する条例。南関町課設置条例の一部を次のように改正する。

第2条にございます第4号、経済課のウ、商業に関する事項及びエ、観光に関する事項を削り、同条第6号、まちづくり課にク、商業に関する事項、ケ、観光に関する事項を加えるものでございます。

次に、附則といたしまして、施行日を平成30年7月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第37号議案、平成30年度南関町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億864万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,220万9,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。12款分担金及び負担金は、1項分担金に129万1,000円を追加して293万円とするもので、予算総額を5,744万4,000円とするものでございます。

14款国庫支出金は、2項国庫補助金に1億1,898万6,000円を追加して4億629万3,000円とし、3項国庫委託金に471万円を追加して683万1,000円とするもので、予算総額を8億2,238万8,000円とするものでございます。

15款県支出金は、2項県補助金に18万9,000円を追加して2億370万9,000円とし、3項県委託金に5万4,000円を追加して1,511万5,00

0円とするもので、予算総額を4億7,465万8,000円とするものでございます。

18款繰入金は、1項基金繰入金に1億5,107万4,000円を追加して3億3,008万9,000円とするもので、予算総額を3億4,170万4,000円とするものでございます。

20款諸収入は、4項雑入に814万2,000円を追加して2,826万7,000円とするもので、予算総額を4,127万9,000円とするものでございます。

21款町債は、1項町債に1億2,420万円を追加して8億1,810万円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

歳入合計は、補正前の56億8,356万3,000円に補正額4億864万6,000円を追加し、60億9,220万9,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出でございます。1款議会費は、1項議会費を87万8,000円減額して8,436万6,000円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費に6,536万8,000円を追加して8億5,399万5,000円とし、2項徴税費を1,330万1,000円減額して9,400万1,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に217万4,000円を追加して2,887万1,000円とし、4項選挙費に3万9,000円を追加して789万6,000円とし、5項統計調査費に4,000円を追加して483万9,000円とするもので、予算総額を9億9,089万5,000円とするものでございます。

3款民生費は、1項社会福祉費に39万4,000円を追加して12億1,181万3,000円とするもので、予算総額を17億3,656万5,000円とするものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費に1,273万5,000円を追加して、2億5,987万1,000円とするもので、予算総額を4億8,859万7,000円とするものでございます。

5款農林水産業費は、1項農業費に2,128万円を追加して2億5,972万8,000円とするもので、予算総額を2億8,271万9,000円とするものでございます。

6款商工費は、1項商工費を987万8,000円減額して9,954万円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

7款土木費は、1項土木管理費に183万9,000円を追加して9,292万4,000円とし、2項道路橋梁費に2億1,170万7,000円を追加して7億7,649万8,000円とし、3項河川費に2,000万円を追加して2,446万5,

000円とし、4項住宅費に4,131万8,000円を追加して5,603万1,000円とし、5項下水道費に755万1,000円を追加して1億2,629万7,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に56万2,000円を追加して3,022万3,000円とするもので、予算総額を11億643万8,000円とするものでございます。

8款消防費は、1項消防費に2,373万4,000円を追加して2億2,428万1,000円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費に432万円を追加して4,983万8,000円とし、2項小学校費に938万8,000円を追加して1億1,584万3,000円とし、3項中学校費に194万1,000円を追加して4,489万2,000円とし、4項社会教育費を205万円減額して1億1,050万5,000円とし、5項保健体育費に10万9,000円を追加して7,771万7,000円とするもので、予算総額を3億9,879万5,000円とするものでございます。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に649万9,000円を追加して650万円とするもので、予算総額を650万1,000円とするものでございます。

12款予備費は、1項予備費に379万1,000円を追加して1,215万7,000円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

歳出合計は、補正前の56億8,356万3,000円に補正額4億864万6,000円追加し、60億9,220万9,000円とするものでございます。

次の5ページは、債務負担行為の補正でございます。住基ネットシステム機器賃借料を追加するもので、期間を平成31年度から平成35年度、限度額を735万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。まず、追加でございます。圃場整備事業を追加して限度額を630万円とし、次に公営住宅整備事業を追加して、限度額を1,950万円とし、次に河川整備事業を追加して限度額を1,800万円とするものでございます。

次に、変更でございます。道路橋梁整備事業の限度額を7,330万円追加して3億5,580万円とし、消防防災施設整備事業の限度額を390万円追加して990万円とし、庁舎等建設事業の限度額を320万円追加して1億8,580万円とするものでございます。

7ページ、8ページは、歳入歳出の事項別明細書の総括表でございます。

次に、9ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものについて御説明いたします。9ページの2段目、14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目

土木費国庫補助金は、1節道路橋梁費国庫補助金8,668万7,000円、2節の住宅費国庫補助金1,504万円を社会資本整備総合交付金として追加しております。次の5目消防費国庫補助金、1節消防費国庫補助金は、消防防災施設整備費補助金として807万9,000円を追加しております。防火水槽建設に伴うものでございます。

次に、14款国庫支出金、3項国庫委託金、3目教育費国庫委託金、1節社会教育費国庫委託金は、学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業委託金として471万円を追加するものでございます。

10ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、8目教育費県補助金、4節中学校費県補助金は、市町村立学校部活動指導員配置補助事業補助金として55万4,000円を追加するものでございます。

次の9目災害復旧費県補助金、1節農林水産施設災害復旧費県補助金は、過年債としまして499万2,000円を追加するもので、平成28年災の残事業などでございます。

同じく3節熊本地震復興基金交付金は、110万8,000円を追加するものでございます。

次に、一つ飛ばしまして18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、1節財政調整基金繰入金1億2,500万円を追加するもので、財源を補うためのものでございます。

二つ飛ばしまして、12目平成28年熊本地震復興基金繰入金は、1節平成28年熊本地震復興基金繰入金1,535万円を事業の財源として追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。2段目の21款町債は、1目農林水産業債として630万円を追加しております。県への事業負担金に充てるものでございます。

次の3目土木債、1節道路橋梁債は7,330万円、2節住宅債は1,950万円、4節河川債は1,800万円追加するものでございます。

6目消防債の1節消防施設整備事業債は390万円を追加し、防火水槽建設工事の財源に充てるものでございます。

歳入は以上で終わりまして、12ページをお開きください。歳出の内訳でございます。それぞれ2節給料、3節職員手当等の人物費関係は、主に4月の人事異動に伴うものでございます。

それでは、主なものについて御説明いたします。中ほどの2款1項1目一般管理費の13節委託料、右の一番下になりますが、管内図データ作成業務委託料として3,070万2,000円を追加いたしております。

次のページ、13ページですが、同じく一般管理費の19節負担金補助及び交付金は936万8,000円を追加するもので、熊本地震復興基金補助金、県派遣職員給与等負担金などでございます。

次に、19目庁舎建設費は、17節公有財産購入費747万4,000円を追加するもので、旧南関高校内の法定外公共物の用地費でございます。

飛びまして、18ページをお開きください。18ページをお願いいたします。中ほど、5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費の13節委託料524万円を追加するもので、団体営土地改良調査委託料150万円、経営体育成等促進計画作成業務委託料227万9,000円などでございます。

次の19節負担金補助及び交付金は、県営土地改良事業負担金830万円、町土地改良事業費補助金690万3,000円の計1,520万3,000円を追加しております。

19ページをお願いします。中ほど、6款商工費、1項商工費、下からの2段目の4目企業誘致対策費、19節負担金補助及び交付金は、設備投資に伴う産業振興等奨励金として645万円を追加しております。

20ページをお願いいたします。これも下の方の7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料は、高速道路に係る構造物の補修業務委託料として900万円を追加しております。15節工事請負費は、維持工事として1,950万円を追加しております。同じく道路橋梁費の3目道路新設改良費の13節委託料は、トンネルや橋梁補修などの測量設計委託料4,267万5,000円、登記委託料604万5,000円などで、4,885万5,000円を追加しております。15節の工事請負費は1億3,092万9,000円を追加するもので、改良舗装工事でございます。社会資本整備交付金の内示によるものでございます。

21ページをお願いします。2段目の3項河川費、2目河川改良費、15節工事請負費は、河川改良工事として2,000万円を追加しております。

次に、4項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費は、営繕工事、維持工事で3,248万円を追加しております。

22ページをお願いいたします。8款消防費、1項消防費、3目消防施設費の15節工事請負費は1,579万7,000円を追加するもので、施設整備工事及び国庫補助金の交付決定に伴う防火水槽建設工事でございます。

次に、5目防災管理費、13節委託料は、防災行政無線基本設計業務委託料など777万6,000円を追加いたしております。

次に、23ページをお願いします。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費は、営繕工事として845万9,000円を追加し、3項中学

校費、1目学校管理費の11節需用費は、修繕費として109万4,000円を追加しております。

24ページをお開きください。同じく中ほどの14目体育・スポーツ資質向上等推進事業、13節委託料は、南関町子どもの体力向上推進コンソーシアム委託料として245万5,000円を追加いたしております。

最後に、25ページの10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費の15節工事請負費は、過年債649万9,000円の追加でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第38号議案、平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,133万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。7款繰入金、1項他会計繰入金に21万9,000円を追加し、1億748万7,000円とし、歳入合計補正額21万9,000円を追加し、歳入合計14億4,133万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費に21万9,000円を追加し、626万4,000円とし、歳出合計補正額21万9,000円を追加し、歳出合計14億4,133万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。7款1項1目一般会計繰入金、2節一般会計繰入金21万9,000円を追加するもので、事務費繰入金でございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1款1項1目一般管理費、12節役務費21万9,000円を追加するもので、国保情報集約システム手数料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第39号議案、平成30年度南関町公共下水道事業特別会

計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ575万1,000円を追加し、それぞれの総額を1億8,118万9,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。1款国庫支出金、1項国庫補助金は180万円を減額して850万円とするものでございます。

2款繰入金は、1項一般会計繰入金に755万1,000円を追加して、1億2,629万7,000円とするものでございます。

3ページは、歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費に2万円を追加して6,821万7,000円とするものでございます。

2款事業費は、1項公共下水道事業費に573万1,000円を追加して4,538万3,000円とするものでございます。

飛びまして、6ページをお開きください。歳入についての御説明でございます。1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道費国庫補助金は、1節公共下水道費国庫補助金を180万円減額して850万円とするものでございます。内示に伴います減額でございます。

2款繰入金は、1項1目1節一般会計繰入金に755万1,000円を追加して1億2,629万7,000円とするものでございます。

7ページは、歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費に2万円を追加して515万円とするものでございます。全国町村下水道推進大会が7月に天草郡苓北町で開催されますので、参加に必要な研修負担金でございます。

2款事業費は、1項1目公共下水道事業費に573万1,000円を追加して4,538万3,000円とするものでございます。

11節需用費の修繕費に44万9,000円、県道荒尾南関線にありますマンホールの嵩上げ修繕と15節工事請負費に528万2,000円、乙丸地区幹線管渠築造工事変更分と公共枠設置工事でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第40号議案、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,855万円

とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金に2万1,000円を追加し、1億4,049万5,000円とするものでございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金に2万1,000円を追加し、3億7,716万3,000円とするものでございます。

次に、5款県支出金、3項県補助金に1万円を追加し、846万9,000円とするものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金に67万9,000円を追加し、1億9,643万2,000円とし、歳入合計補正額73万1,000円を追加し、歳入合計を14億3,855万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費に63万9,000円を追加し、464万8,000円とし、3項介護認定審査会費に3万円を追加して1,309万5,000円とするものでございます。

次に、4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費に8万円を追加し、3,210万円とするものでございます。

次に、8款予備費、1項予備費を1万8,000円減額し、1,001万円とし、歳出合計補正額73万1,000円を追加し、歳出合計14億3,855万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の説明でございます。主なものについて御説明いたします。3款2項5目地域支援事業交付金、1節2万円、4款1項支払基金交付金、2目地域支援交付金、1節2万1,000円、5款3項県補助金、2目地域支援事業交付金、1節1万円、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、1節1万円を追加するもので、これらは全て地域支援事業費の増加見込み額に伴います割合に応じたものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目一般会計繰入金、1節66万9,000円を追加するもので、一般会計事務費から繰り出し、介護保険事業特別会計に繰り入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。主なものについて御説明申し上げます。1款1項1目一般管理費、13節委託料31万8,000円を追加するもので、介護保険指定事業者等管理業務委託料でございます。

1款1項1目一般管理費、14節使用料及び賃借料32万1,000円を追加するもので、介護保険指定事業者等管理システム利用料でございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、3目介護予防ケア

マネージメント事業費、11節需用費5万4,000円を追加するもので、公用車を修理する修繕費でございます。

4款1項4目高額介護予防サービス費、19節負担金補助及び交付金1万4,000円を追加するもので、高額介護予防サービス費でございます。

最後の8款1項1目予備費1万8,000円を減額、予算調整するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第41号議案、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万2,000円を追加して、それぞれの総額を1億1,262万円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。5款繰入金は、1項一般会計繰入金に56万2,000円を追加して3,022万3,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費に56万2,000円を追加して4,217万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。5款繰入金は、1項1目1節一般会計繰入金に56万2,000円を追加して3,022万3,000円とするものでございます。

7ページは、歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費の11節需用費に56万2,000円を追加して4,217万6,000円とするものでございます。高久野団地浄化槽90人槽の修繕でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第42号議案、町道の路線認定についての御説明を申し上げます。道路法第8条第1項の規定により、新たに路線を認定するものでございます。提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次の参考資料をご覧ください。提案いたします路線は、路線番号364、路線名、琵琶瀬3号線で、大字久重字打越1589番5地先から字琵琶瀬465番地先までの路線でございます。県道大牟田南関線のホタルの里駐車場前から北東に延びる民家2戸までの農道で、延長が40m、幅員が2.5m以上となっております。地域

からの陳情を受け、南関町道路路線認定基準要綱にも合致することから、今回認定に付すものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

#### 日程第20 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第20、一般質問を行います。

発言の通告がございますので、順次発言を許します。

6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） こんにちは。6番議員の井下でございます。本日は、シンガポールにおいて午前10時より初の米朝首脳会談が行われておりますが、その結果も気になるところではございますけれども、とりあえず、まず私の一般質問に集中していきたいと思っております。

今回は、昨年いっぱい庄山南関線のバスが廃止となり、早半年が過ぎました。その後については、現在運行している乗り合いタクシーがその対応策の一つとして、すべてとは言いませんけれども、大まかなところをカバーしているわけでございますが、また町内一円においても少しずつ利用者の方も増える方向に向かっており、充実してきているように思います。しかし、まだまだこれは不十分ではないかと私自身が感じているところではございますし、実際、利用されている方からもいろいろとその質問や要望をお聞きします。そこで今回は、今運行されている乗り合いタクシーについて、いくつか質問させていただきます。

まず一つ目は、バス廃止に伴い、利用される方も非常に多くなってきたのではないかと思いますが、改めて現在の登録者数と利用実績をお尋ねします。

また二つ目としまして、町外においては乗り合いタクシーを、呼び名は違うと思いますけれども、運行しているところ、していないところがありますが、それらの隣接している町や市との対応はどうなってきてているのか。

そして、最後、三つ目ですね、これもよく聞かれますけれども、路線バスとの乗り継ぎ地点について、主にその現状と現在の課題についてお尋ねします。

この後は、自席において続けさせていただきますので、理解ある答弁をよろしくお願ひします。

○議長（酒見 喬君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番、井下議員の乗り合いタクシーの現状と課題についての質

問にお答えいたします。

乗り合いタクシーを導入するにあたっては、公共交通の空白地域の解消及び交通弱者の移動手段を確保する目的で、平成27年3月に南関町予約型乗り合いタクシー実施計画を作成し、南関町地域公共交通協議会の承認をいただき、平成27年10月から平成29年3月までを試験運行期間として運行を開始しました。乗り合いタクシーの導入前には、各地域で説明会を行い、利用方法の周知を図るとともに、要望等をお聞きしました。また、運行開始後、実際利用された方からお聞きした声やアンケート結果をもとに、平成28年5月から回数券の販売や運転免許証返納者へ6カ月間有効となる無料乗車券の発行を行うなど、利用方法の改善を行いました。

昨年12月末で西鉄南関庄山線を廃止したことに伴う対策としましては、運行の便数を見直し、1日7便だったものを8時、12時、17時出発の3便を増便して1日10便とし、本年1月より新たな運行形態へと移行しております。利用につきましては、長い距離を移動することなくドアtoドアで乗降でき、利用者の利便性につきましては、向上していると思われます。ただ、庄山線の廃止に伴い、乗り合いタクシーの利用人数も増加してきておりまして、本年1月以降は希望の時間帯に乗れない方も出てきており、今後乗り合いタクシーを1台増やすことも検討していく必要性があると考えております。

私の政策にもありますとおり、利用者の意見を反映した運行体系の充実に努めるとともに、町全体の公共交通の調整を図っていきたいと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えいたします。

また、詳細につきましては、担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 私からは、議員お尋ねの3点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、現在の登録者数と利用状況ですが、現状につきましては5月末の登録者数が1,473人で、町民の15%が登録をされております。利用状況としましては、毎月広報なんかにも掲載をしておりますが、今年1月から5月までの利用場所ランキングでは、群を抜いてビッグオーナーが多い状況です。あとは交流センター、庄山バス停の順で続いているというところです。時間帯別では、11時出発便の利用が一番多く、続いて10時出発便、9時出発便の順で続いております。

2の隣接している市や町との対策、また関連がございますので、3の路線バス等の乗り継ぎ場所について、併せて申し上げます。庄山南関線のバス路線廃止に伴いまして、本年1月より荒尾市の承認をいただき、庄山バス停まで南関町の乗り合いタクシーの乗り入れを行っております。西鉄バスへの乗り継ぎ場所として利用させ

ていただいております。また、荒尾市街地まで行くバスはないため、荒尾市平山校区で運行されております乗り合いタクシーと乗り継ぎを行い、連携を図っているところです。5月末の南関町民の方が荒尾市乗り合いタクシーに利用登録をされている方の数は8人で、3月、4月の利用が7回あったとのことでした。その他、近隣で乗り合いタクシーを運行されているのは、和水町が昨年10月より運行を開始されておりますが、南関、和水、山鹿と路線バス2路線、また南関、和水、熊本までの路線バスが1路線運行しているため、乗り継ぎ等の連携は現在行っておりません。ただ、先ほど町長答弁にもありましたとおり、町全体の公共交通の調整を図っていく場合には、当然他市・町との協議や連携を行う必要がありますし、利用者に御迷惑をおかけしない交通体系をつくっていく必要があると考えているところです。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですけれども、昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

6番議員の質問の番でしたので、これを続行してください。

6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 先ほどの答弁で、非常に利用者も増えてきているということで、これは誠に喜ばしいことだと思っております。ただ、今後、これがますます認知度も増し、それから多くの方に登録・利用してもらうことは、今後にとっても大変いいことだとは思いますけれども、利用者が増えてくれば、それなりにやはり意見、要望、苦情、こういうのも多くなってくるんじゃないかと思います。こういふのは、何にか役場のほうには意見として上がってきてていますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 現状として、やはり利用者の増加に伴い、時間帯でお断りする時間帯も今出てきているというのが現状であります。やはりその辺の改善の要望あたりは上がってきているというところです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 私もその話はよく聞いております。特に11時、12時、13時の3便については、次の便に回されることが多い、このように聞いておりますし、そこでお尋ねしますけれども、これは先ほど町長は車のまた台数を増やすということも一つの案ということで言われましたけれども、これは実際車の台数が足

らないために起るのか、それとも運転される方の都合でその便が少なくなるのか、これはどちらが原因、両方にあると思いますけれども、どういうふうに考えてありますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今、議員お尋ねのとおり、両方に要因はあるかと思います。ただ、その時間帯の乗車場所の配置あたりで、やはり南関町内、かなり広い範囲を回るということも出てきます。そういうところで、時間内に回れないというような可能性もある場合は、そこを次に回したりというような要因があるのかなと思っています。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 時間帯によって、これは運転手さんの都合とかではなくて、車の台数が大きく左右してくるかなとは思っておりますが、これはまだ今のところ、乗り合いタクシーを利用される方は、主にやっぱり病院等の利用者が多いと思います、バスの乗り継ぎに合わせてですね。それで、もし間に合わなかつた場合は、これは診察とかに大きな影響を受けることになりますので、そのほか今の何か車の台数を増やすとかじやなくて、ほかには何か考え、打開策とかは今のところまだ検討として上がっていませんか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 現状としては、現体制をいかに有効に使うかというところで、それをどのように活用していくかというところの検討であって、それ以上の検討は今行っておりません。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） これは、例えばの話で、提案です。提案というか、バスの時間に合わせるように乗り合いタクシーを例えば予約されたとします。乗れない、そういう場合があったとき、これはいろんな縛りがあると思いますけれども、通常のタクシーを使って、南関のタクシーがあると思いますけれども、そこの便をどうしてもそういうふうに、葬式とか、病院とか、そういう時間に制限がある場合は、もし使われるとして、その部分をタクシーでバックアップして、通常料金の差額を町が補助する、これはいろんなまた縛りが出てくると思います。ただ、そういう車を増やす、人を増やすんじやなくて、今のタクシーと乗り合いタクシーの双方の利用の仕方を考えれば、経費的にも多く削減されるんじゃないだろうか、そういうところをカバーするにあたってですね。ちょっとこれは突拍子もない話かもしれませんけれども、一方の方向から見て解決をするんじやなくて、いろんな形で見られたらいいと思いますし、また特に病院等を利用する方においては、もう何度か

前にも言いましたけれども、大牟田市とは定住自立圏構想内での協定も組んでおります。そういったところで、南関には総合病院、あとは専門病院がまだまだありません。どうしてもやっぱり市外の大きい病院とか、専門病院に頼らざるを得ないのが今の南関の現状です。そこを乗り合いタクシーを利用して、既存の交通機関を利用するのもいいんですけども、そこをもう少し、もう一步飛び越えてそういうふうな検討に踏み込めないものかなと思いますけれども、そういうのは全く考えておりませんか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今、議員お尋ねの件については、検討した経緯もございます。やはり法的に乗り合いと通常のタクシーというのは縛りがあるようでした、なかなかクリアできない。また、通常のタクシーを乗り合いでカバーすることになると、通常のタクシーを利用される方が逆に今度はタクシーがないというような自体も発生するというところで、ちょっと厳しい面もございました。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ここまで検討されて、だめということであれば仕方がないんですけども、まだ今自分が考えつく以外にも、課長が考えつく以外にも、いろんな方法があると思いますので、ぜひその辺を検討していってほしいと思います。

また、これは話が変わりますけれども、3月の定例会では緊急車両が入らない場所がどれくらいあるかということでお尋ねしましたけれども、今、乗り合いタクシーで使っているハイエースですね、これも大きいんですけども、これに対しては、これもかなり多く入れないところも数多くあると思うんですけども、これは大体どれぐらいか、数でいったらいろんなところがあると思いますけれども、大体どういうところがまだ入っていけないかという把握はされていますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） すみません。その部分については、乗り合いで何カ所というのは把握しておりません。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） やはり高齢者の方とか、足が悪い方とかが、まずこの乗り合いタクシーの基本はデマンドですよね。ドア to ドア、これがうたい文句です。ただ、そのドア to ドアのところに行くまでに坂があったり、入れなかつたり、これはかなりあると思います。これを解決するために、小回りの利く軽自動車等は、これはできないんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） タクシーを軽自動車にというような話だろうと思い

ますが、福祉タクシーであるとか、介護付きタクシー、それについては平成13年に通達があつて、軽自動車でも輸送可能ということになっているようです。ただ、タクシーを軽自動車とした場合、やはり安全性の面と車の耐久性等、まだまだ陸運局の法的な部分をクリアすることがかなりあるようですので、現在のところは軽自動車は認められていないという現状のようです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 自分もその辺ちょっと調べてみましたけれども、やはり同じような考えですね。今はできないのかなと思います。これはあくまで小型の軽車両はダメということで、中型、例えば、これはもう車種名を今一番メジャーになつてきているところで、シエンタとか、アクアのプリウスとか、そういったのが小型車に対しては認可も取れるようになってきておりますが、この辺の、南関のような山間部においては非常に融通が利いて、小回りも利くんじゃないかと思いますけれども、こういった、もし車を増便する場合に、こういった考え方というのは考えに入っていますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 小型車で、なるべく自宅の近く、自宅まで行けるようにということが理想であるということはわかります。ただ、今の10人乗りと比べますと乗れる方も少なくなるということで、これは言葉は悪いんですけども、費用対効果ということを考えたときには、どうしてもやっぱり1人の運転手というのは人件費は全く同じようにかかりますので、そういったところをどうするのかということは、やはり必要な分とそういった全体的な動きのことも考えた上で検討していく必要があるんじゃないかなと思います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 町長の言われることもわかります。ただ、福祉に関して費用対効果というのは、あまり自分としては好ましく思っておりませんので、例えば県道沿い、国道沿い、車が頻繁に通ったり、利用率が高いところは、乗られる方も多いと思います。ただ、山間部に行けば行くほど、その利用者の数は減ってくると思います。だから、その利用頻度においては、やはり町長が言われる費用対効果というのはそぐわないかもしれないんですけども、そこで利便性を考えたらどうかなど、そういうふうにも自分としては思います。

ちなみに今のハイエースですね、乗り合いタクシー仕様の。これは、長さが5.38と幅が1.88あります。これもちなみにですけど、シエンタになれば長さが4.23、その差は1メートル15センチあります。幅は約19センチ狭くなります。ということは、サイド約10センチずつぐらい狭くなり、かなりのところまで

入りやすくなるんじやないかと思います。そして、また先ほどの買い物が利用率として多いということでしたけれども、シエンタに関しましては、後ろのトランクルームが設置されており、利用頻度も高くて、後ろのほうはスライドドアになっております。だからといって、シエンタを別に薦めるわけではありませんけれども、そういういろんな角度から見られて、町長が言われるんでしたら費用対効果も考えた上で、どういうものを町民の方が望んでおられるか、これも一番大事なところだと思いますので、しっかり今後も検討していってもらいたいと思いますし、先ほども言いましたように、いろんな角度から考慮してもらえれば、だめはダメで仕方がないというのもあります。けど、まず検討に入ってほしいと思いますし、実際こういう声が自分の耳には入ってきます。一人が言うたら、その後ろには10人、20人の方が同じように思っている方がおられると思いますので、ぜひ早急にこれは検討していってください。よそに自慢できる素晴らしい制度だと思いますので、より良い利用環境をつくっていってもらいたいと思います。

それと、先ほど課長からも言われましたように、今まで軽車両は認可されなかつたのは、安全基準と、それから運転手にとっての疲労度、こういうものを考えられております。けど、燃費が安くても軽が認められなかつた大きな理由は、やはり耐久性ですね、これも大きな原因になります。最近は、耐久性を高めるためにサスを付け替えられたりとか、車いすを積めるようにしたりして介護移送のタクシーには軽が認められており、平成13年ですね。けど、これが小型車が認可されて、いつ軽が認可されるかもわかりません。いろんなところにこれは、今後ともアンテナを張っておいてもらいたいと思います。

次は2つ目に入りますけれども、先ほど運行されているところを聞きましたけど、もう一回確認しますけど、荒尾市と和水町と長洲町ですかね。その町への乗り入れとかは、今、荒尾市は接続ができる荒尾市は利用できますけれども、和水町、長洲町はどんなふうになっていますか。

○議長（酒見喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 長洲町は、まず荒尾市を介していると、中にですね、というところで、乗り入れというのはちょっと今のところはまだできておりません。検討としてはできるのかなとは思いますし、現状としては無理なのかなと。和水町についても、先ほど言いましたが、まだバス路線が残っておりますので、その辺で公共交通があるところに乗り合いを入れるというところは、かなりハードルが今のところは高いのかなというところです。

○議長（酒見喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 和水町なんですかね、和水町は大牟田市と同じように

公共交通があるならば、その一番最寄りのバス停までは入っていける状態なんですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 和水町の乗り合いとの乗り継ぎについては、今の和水町の乗り合いの運行の要綱からしますと、町外の人の登録は認めていらっしゃらないというところでして、ということは町外の人の利用は今はできないというところです。和水町の乗り合いに町外の人が乗るというところが、まず認められてないという現状にあります。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） その和水町を走っているバスのバス停が多分和水町にありますよね。そこのバス停までは、入っていけるんですか。これも、もう南関町の境界までしか、乗り合いタクシーはそこで下りて、あとはバス停まで歩いてくれというような感じなんですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 南関町と和水町の境の南関町の一番端の停留所まで南関町の乗り合いで送迎をするというところです、現在のところは。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 和水町は、まずちょっと横に置いておいて、長洲町ですね。これは、間に荒尾市を介してになるからということでしたけれども、今、荒尾は利用できますよね。そしたら、荒尾市を介して長洲町に入れないのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 荒尾の場合も、拠点方式といいますか、地区指定の乗り合いバスの運行んですよ。地域としては、平井校区と府本校区だったと思います。その二つの地域は、なぜ走っているかというと、公共交通がそこが乏しいというところで、地域限定で荒尾市は走られています。というところで、今、南関町の乗り合いと庄山で乗り継ぎをしていけると。バス路線も荒尾市の市街地までは今行ってないというところで、今、乗り継ぎができるというところでして、そこから先になると、また長洲町までも公共交通が走っておりますので、そこがなかなかクリアできないところです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） じゃあ乗り継ぎもちょっと横に置いておいて、荒尾市の登録の仕方は、こちらは何人か利用されているということでしたけれども、その登録の仕方はどういうふうになっていますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 荒尾市の乗り合いタクシーに登録される場合は、南関町にもまちづくり課のほうに荒尾市の登録用紙は設置しております。そういうた  
要望があった場合は、すぐ登録できるような体制は整えているところです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 役場まで申込用紙を取りにこにやいかんとですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 乗り合いの登録については、南関町もですけど、電話で登録をできます、南関町もですね。荒尾市の場合も電話登録で登録は可能なん  
です。荒尾市に直接電話されてもいいんですが、南関の方は南関で、そういうた  
尾市に登録したいという御要望があれば、そういう受け付けはしております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 一回、荒尾市に電話で聞いたんですよ。そしたら、用紙は  
取りに来てくださいと。もしくは、インターネットで出してください。交通手段の  
ない方に対して取りに来てください、これは失礼な話ですよね。それと、インター  
ネットで出せます。果たして自分たちの親の、そういうたのを利用する人たちがイ  
ンターネットで出せるかといったら、それもわからんですよね。そういうた  
役場のほうに聞いたら申込用紙がありますということでしたので、南関町の乗り合  
いタクシーを登録するときに、それは登録を事前にできないんですかね、一緒に。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 荒尾市の登録も一緒にという意味ですよね。先ほど  
も言いましたが、荒尾市のそこの乗り合いタクシーの所管課とは横の連携は取って  
おりますので、その辺についてはできる体制を整えております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） そこまで荒尾市と連携が取れているなら、今後協議の中で、  
広域もありますし、長洲町、それから和水町、この辺ともなるだけ共有してもら  
いたら、今まで南関町の町内だけを乗り合いタクシーで動いておられた方たちが、  
荒尾市を介して長洲町まで行ける、和水町だったら菊水町、三加和町、双方まで行  
ける。これを一回乗り合いタクシーを乗り繋いだぐらいで日帰りができるような感  
じになれば、もっと狭くなってくると思いますので、そういうたのも含めた上  
で、今後は協議をしていってもらえませんか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 先ほど町長答弁にもありましたが、利用者の意見を  
反映した運行体制の充実に努めるとともに、今、バス路線あたりも総合的に今後検  
討しながら、公共交通の調整を図っていくというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） これは、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。できるだけ高齢者の方の、これは最初から申しているとおり、乗り合いタクシーを使って外に外出をしてもらう機会が増えれば、これは福祉の増進にもなります。もう家にずっと閉じこもりつきりになるよりも、ちょっと寒ければ温泉に行ったり、友だちとちょっと花見に行かれたりとか、そういった形で、ただ交通手段だけじゃなくて、いろんな意味を含んでいますので、より良い利用条件としてなるように、よその町にも働きかけていってもらいたいと思います。

最後に、三つ目になりますけれども、産交とか、上内回りの西鉄バス等がまだありますけれども、大体その町外に接するところの乗り継ぎ場所ですね、これに関してですけれども、現状と、もし課題等があれば、これもちょっと教えてください。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今、乗り継ぎについて、一番利用が多いのが荒尾市の庄山バス停です。やはり西鉄の庄山南閑間を廃止したというところで、そこの乗り継ぎが一番増えているのかと。あとについては、町内のバス停を利用されておりますので、乗り継ぎについて、庄山バス停でちょっと懸念される部分は、そこの待機場所というか、その辺がちょっと狭いなという気はしています。バスの入ってくるような広いスペースもございませんので、その辺は何とか今後、雨よけであるとか、その辺を考えていく必要もあるのかなと。ただ、今ベンチは1台だけ置いているというのが現状です。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 自分もその話を聞いて行ったんですけど、ベンチをただ置いてあるだけで、急な雨などとか、天候にもよりますけれども、扱いが非常に雑な扱いをしているなと思っています。今言われたように、雨天時の対応のために、屋根付きとか、駐輪場等に設置してあるようなのを設置とかは、これはどうなんでしょう。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） その辺については、庄山が位置的には荒尾市になりますので、南閑町でそこをどうしようかというような検討というか、検討を含めた協議を西鉄さんと荒尾市さんには申し入れをした経緯はございます。ただ、なかなか今のところはまだ進んでいないというのが現状です。やっぱりあそこの歩道幅が狭い、それと後ろのほうは側溝もあるというところで、なかなか今現状は今のままというところです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） この件に関しては、自分も振興局まで行って聞いてみました。本来なら、3メートル以上の歩道であれば、これが設置可能。だけど、あそこは3メートルもないですよね。けど、利用状況によっては1.5メートルでも検討の余地があるということでした。あとは、そこの尋ねますけど、荒尾市庄山のバス停の設置管理者は荒尾市になるんですか、西鉄バス会社になるんですか。どちらが設置管理者ですか。バス停の設置管理者は。

○議長（酒見喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） バス停の設置については、あくまでも西鉄さんだと思います。

○議長（酒見喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） これも設置管理者はどこにあるかということで大きく流れが変わってくると思います。今後、こういった設置管理者が大きな課題になってくると思いますので、そこもしっかりともう一回確認されて、それから検討されていつてもいいんじゃないかなと思います。そのバス停を、そういった雨風をしのげるやつですね。これが、もし造られるとしたら1.8メートルぐらいがベストで、雨風をしのぐためにはサイドパネルがあれば、なお安心して待てるかなと思います。乗り合いタクシーの制度上ですね、どうしてもスムーズにいけばスムーズに乗り継ぎができます、タクシーとバスがですね。ただ、どうしてもそこに30分のタイムロスがあります。このタイムロスは、これは乗り合いタクシーを今の形で運行する以上、もうこれはどうしても避けられない部分だけんですね。何とかあとは利用するための環境の整備をもうちょっとやっていってほしいなと思います。

もう一つですね、庄山南関線が廃止になる説明会がありましたよね。このときに、セブンイレブンのオーナーから提案があったと思いますけれども、この提案というのはちゃんと届いていますか。

○議長（酒見喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） その説明会のとき、セブンイレブンのオーナーさんのほうから提案があったというのじゃなくて、町から相談したというのが正式であります。

○議長（酒見喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 町からやったんですか。自分は、オーナーに聞きましたところ、これどちらからという話は聞かなかったんですけども、セブンイレブンでバスのUターンを検討してもいいというような話をしたか、要望されたか、それはちょっと自分も把握していませんけれども、こういう話があったんですか。

○議長（酒見喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） やはり利用者の利便性を考えたときに、雨よけの場所と時間をつぶせる場所と、待ち時間とトイレもあるというようなところで、説明会の折にちょうどオーナーの方が来られていましたので、そういった御相談をさせていただきました、町の方から。そのときその場所で、それは可能ですよというような返事はいただきました。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） そうであれば、もうその荒尾のバス停、庄山のバス停は荒尾市ですよね。セブンイレブンも荒尾市ですよね。そのバス停、その設置しているのは西鉄バスであれば、その西鉄バスにその旨を伝えて、荒尾市にバス停はセブンイレブンに移動できないものなんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） その旨を西鉄さんほうにもすぐ伝えました。西鉄さんほうでも現地を見にいかれて、ここならいいですね、場所はいいですねというところであったんですが、実際、運転手さんの立場からすると、やはり小さい子どもであるとか、見えない死角がバスは多いから、どうしても危険を伴うというところで、そちらの関係でやっぱりちょっと無理だというところで、かなり西鉄さんの中でも協議をされたようですが、一応お断りというところで現在に至っているところです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） これは、大変いい話じゃないかなと思ったんですよ。普通の車が止まるような真ん中あたりにバス停を持ってこいじゃなくて、セブンイレブンの駐車場の入口、もしくは入口から入った奥の方とか、あんまり車が止まらんようなところもあれば、もう一回そこは検討されたほうが、利用される方は段違いによくなると思います。ぜひ、それはもう一回、一回言ってだめだと思わずに、何回か、もっといい形があるかもしれませんので、それを進めてください。できる、できないうちはその後もいいですから。

また全然別の話になりますけれども、荒尾市の乗り合いタクシーを利用された方から、これは南関町の方です。荒尾市の運転手さんは非常に愛想が悪かったと。そういう人なんだと思って乗っていたところ、荒尾市の人人が乗ってこられたらものすごく愛想がよかったです。だけん、その人は自分が南関の人間だからと、えらい窮屈な思いをされて、下りるときに南関の者ですみませんと運転手に断られたそうです。全部がこういう人間だとは思いません。ただ、こういうふうなことを言われたり、嫌なことをされたり、あとは要望とか、こういうのは町には入ってきますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今言われた件は初めて聞きました。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） まだまだこれはスタートしたばかりで、いろんな意見が聞こえてくるように、もっともっと風通しがいいようなシステムに努めていってもらいたいと思います。これは、多分その人が言われて、自分が一人言われた、愚痴みたいな形で自分に言われたのかもしれません。けど、言わずに黙っておられる方もおられるかもしれません。だけんが、ぎゃんこつ言われたよとか、何でも言えるような形に町としては守っていってもらいたいなと思っております。そういうことを、風通しがよく、見通しをよくすれば、もっともっとこの乗り合いタクシーという制度は多く、今でもかなり喜んでおられる方も多くおられます。もっとよくなつて、よそからも十分視察に来るような、胸を張つていけるような制度だと思いますので、そこは努めていってほしいと思います。どやんですかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 当然、利用者、町民の方の利便性が一番であります。そのように、日ごろから努めているつもりであります。まだまだ足らない部分があるとすれば、まだいろんな方の御意見をお伺いして改善あたりにも努めていきたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ぜひお願ひしたいと思います。

まとめに入ります。この乗り合いタクシー制度は、交通手段の確保という面では本当に素晴らしい制度ができたなと思っております。よそに胸張つてできる制度で、よその町でも見習つてほしいと思えるぐらいの制度です。ただ、これですべて十分だということはまずありません。現在も、例えば仮つくつても魂入れず、半分ぐらい入っているかもしれません。けど、まだ誰のための制度か、こういうことをしっかり念頭に考慮した上で、利用状況や環境がこれからまだまだ変化していくと思います。その変化に遅れずに対応していくながら、なるべくこの制度の利便性が今後も向上していくように、言われてからするんじやなくて、まず率先してやっていくように、いつも利用者の声にアンテナを張つて努めていってもらいたいとおもいます。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

続いて、11番議員の質問を許します。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） こんにちは。11番議員の境田です。今回は、先に通告

しておりました集落活性化についてと町の業務委託についての2点を質問します。

まず1点目の集落活性化についてです。今、町では旧南関高校跡地に庁舎等を移し、コンパクトシティ構想に基づくまちづくりが進んでおります。本年度になり、89年の歴史を閉じた旧南関高校が県からの無償譲渡がなされ、新庁舎は平成32年3月完成に向けて実施計画が進んでいます。ここで大事なことは、集落地区をいかに活性化するかです。新庁舎に人々がいかに集い、交流を広め、集落の活性化も進めなければなりません。町内の中心地だけの活性化、能率化はうまくいきません。現在、南関町の高齢化率は36.8%です。どの集落でも見られます少子高齢化、高齢者の一人暮らし、空き家等の問題、また限界集落も点在します。先ほど申しましたが、いかにして集落の活性化を見出すかは、再編・統合の推進にもかかってまいります。住み慣れた集落活性化は、高齢者の健康寿命を長くし、若者の定住にもつながります。実施にあたって最も重要なことは、周辺集落の人々のニーズや生活実態を十二分に把握しなければなりません。それには、職員や議員が住民の中に溶け込み、住民とともに進めるべきです。地域づくりは、町職員の関わり方で大きく左右されます。地域づくりは、まちづくりです。

そこで①として、町長の集落活性化基本姿勢を尋ねます。

次に②として、先ほど申し上げましたが、住民参加と公共的活動には、周辺集落の人々のニーズや生活実態を把握しなければなりません。長年、行政相談員や行政懇談会等で把握されていると思いますが、現在、地域住民の声をどのように反映できているのか、尋ねます。

地域活性化についての最後の③の質問では、町長は平成28年、29年度の施政方針において、町職員による地域づくり応援職員制度を定着させ、行政への住民参加と公共的活動の参加の協力体制の実現を図りますとうたわれております。そこで、町職員による地域づくり応援職員制度の定着はどのように進んでいるのか、進捗状況を尋ねます。

次に、2点目の業務委託についてです。今、多くの自治体で行政の仕事は民間委託で行われております。平成28年度の歳出総額は60億5,600万円で、このうち委託料は7億1,400万円です。そのうち名称上の業務委託料は1億600万円となっております。件数は委託料の中の説明・名称上の業務委託が85件、普通建設事業としての業務委託件数が6件で、計91件です。業務を委託する場合は、当然、委託契約が結ばれます。公共工事の発注は、原則として競争入札です。特定の条件を満たせば、随意契約ができます。随契ができる工事の価格は決まっていまして、公平性・透明性があります。しかし、ほかの委託契約には、なかなかこれが見受けられないものがあります。この委託契約には、当然、公平性・透明性がな

くてはならないことは言うに及びません。委託業務はどのような仕組みでなされているのか。入札、随意契約が考えられますが、委託金額によって違いがあるか、わかりにくいところがあります。また、一般会計の歳入歳出決算審査意見書では、義務的経費、投資的経費、その他の経費の割合、前年度に対してのポイントの増減は示されておりますが、委託料は何ら示されていません。委託業務は、経費削減はもとより、町民サービスの向上にもつながります。その評価方法や評価が適正かどうか、わかりにくいものとなっております。

そこで①として、様々な委託が行われている中、公平性、透明性、予算の効率化の現状と課題を尋ねます。

また、②として、委託の検証、評価の取り組みを尋ねます。

この後の質問は、自席で行いますので、よろしくお願ひします。

○議長（酒見 喬君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、集落活性化の①町長の集落活性化に関する基本姿勢を尋ねるについてお答えします。私が2期目の町政を担わせていただくにあたり、1期目より一貫して言っておりますまちづくり三本の柱は、一つ目に産み育てやすい環境の整備、二つ目に住む場所と働く場所の確保、三つ目に高齢者や障害がある方も安心して暮らせる環境の整備、この三本の柱を基本として今回の選挙で私の政策、南関突破18策を公約として掲げ、町民の皆様がもっと大好きで住みたいまちにと思っていただけるようなまちづくりの実現に向け町政を担わせていただいているところであります。

この18策の中に、町民の憩いの場となる新庁舎等の建設と南関版コンパクトシティ構想の実現を行うこととしておりまして、現在、旧南関高校跡に計画しています庁舎等建設実施設計業務を行っているところであります。本計画は、庁舎をはじめとした行政機能の集約を図ることにより、町民の利便性の向上を図る計画としておりまして、これまで点在していたため移動等で御迷惑をおかけしていましたが、その解消にもつながると考えておりまして、行政サービスは向上すると確信しているところであります。

新庁舎敷地内には、健康ふれあい広場や防災広場、南高跡公園、中庭など、町民の憩いの場となるような空間のほか、庁舎内には木漏れ日広場や南関高校の歩みを展示した歴史館等も設け、多世代が交流できうる場の提供も行います。移動手段としましては、乗り合いタクシーは当然ですが、バスの乗り入れも計画しております、住む場所はそのままで昼間は多くの方々と交流していただき、地域では人生の先輩として後輩の育成も図っていただき、地域活動を支えていっていただきたい

と考えております。

また、公約の中に地域とともにある学校づくりを掲げており、小学校は地域づくりの拠点だと考えております。地域の皆様も子どもたちの育成には熱心に取り組んでいただいておりまして、学校応援団やボランティア活動等、年々その活動は活発になってきておりまして、小学校に対する期待の大きさが伝わってくるとともに、地域から子どもたちの声を消してはいけないと考えております。

これまで申し上げてきましたとおり、私の施策としましては、これまで同様、住み慣れた場所で住み続けることができる、地域の核となる小学校は守り続けていくことができるまちづくりに取り組む。そのためには、住んでよかったプロジェクト推進事業を柱とした定住対策等のさらなる推進を図るとともに、住民の声を反映できる行政運営の推進に努めていきたいと考えているところであります。地域、集落が衰退していけば、議員御指摘のとおり、町の活性化はありません。今後も住民が主役のまちづくりに取り組んでいく所存であります。

次に②の地域住民の声に対し、どのように反映できているか尋ねるについての質問にお答えします。私は1期目より地域住民の声を反映できる開かれた行政運営の推進を政策に掲げ、町政運営にあたってきました。その第一歩として、まず職員の皆さんへお願いしたことは、来庁者に対する挨拶の徹底でした。挨拶をされて怒る人はいません。大きな声で挨拶することにより、役場の敷居を低くすることができると思いますし、そこから会話が生まれてくることもあります。来庁者に気持ちよく役場を利用していただく、これが重要だと思っております。まだまだ職員の中には挨拶ができていない者もいますが、今後も繰り返し周知徹底を図っていきます。町では、毎年、町政懇談会を校区ごとに開催していますが、参加された方からは貴重な御意見・御要望をいただきますが、参加者の固定化は否めませんので、開催方法等を考える必要も感じているところであります。ほかに、住民の意見を聞く機会としては、協働のまちづくり出前講座の開催を行っておりまして、私も依頼があれば各地区等へ出向き、まちづくりについてお話をさせていただき、今年度も既に「町長が語る」という題目で、1回実施させていただきましたが、その際もいろいろな御意見・御要望をいただいたところであります。また、諸行事等でも多くの方からいろんな話を伺いますが、そういった住民の声を何らかの形で生かしてきたいとは思っておりますが、予算を伴うものなど簡単にはお応えできないことも多々あるのが現状です。その中でも、窓口延長業務や家庭内保育世帯応援金、町外小中学校等学校給食費等補助金など、住民の意見を反映できたこともいくつかございます。今後も広く住民の声を伺い、開かれた町政運営に努めてまいります。

次に、③の町職員による地域づくり応援職員制度の進捗状況を尋ねるにつきまし

では、担当課である総務課において、平成27年度からその実施方法、内容等について検討を始めております。しかし、具体的にこの制度をどのように構築し、どのような形で進めていくのかといった実質的な取り組みの内容等の検討については、応援内容の範囲をどうするのか、応援職員の配置基準をどのようにするのか、業務なのか、ボランティアとするのかなど、制度の根本となるものも含め課題も多くあり、残念ながらその後、実施に向けての検討につきましては進展していない状況でございます。この制度につきましては、午前中の私の施政方針でも申し上げましたように、期間をかけてでも町職員の公共的活動への参加協力体制の実現を図りたいと考えているところであります。

次に、町の業務委託についてお答えします。

①の様々な委託が行われている中、公平性、透明性、予算の効率化の現状と課題を尋ねるについてお答えします。町では、特定の分野に関する専門性の確保、事業費の効率化等を図るため、各課等で所管する様々な業務につきまして、町内外の事業所、個人等に委託しております。これらの業務委託につきましては、地方自治法第234条第1項並びに第2項の規定に基づき、公平性、透明性を確保しながら、そのほか町財務規則等、関係します法令等の規定に従っているところでございます。予算の効率化につきましても、地方自治法施行令第167条2の規定により、随意契約によることができる場合を除き、複数の委託候補者から見積もりを徴収することにより、効率化に努めているところであります。また、委託しています業務には様々な業務があり、基本的には所管課で仕様書、またはそれに相当するものを作成し、契約の手続きを行っておりますが、委託する業務が多岐に亘るため、統一した基準等を設けるのが難しい場合もあるなど、引き続き検討していく必要があると思っております。今後におきましても、公平性、透明性を確保し、効率性の向上、業務水準の向上及び確保を図っていきたいと思います。

次に、②の委託の検証・評価の取り組みを尋ねるにつきましては、委託しました業者は業務管理報告書等に基づき、所管課の職員による完了検査を行い、検査調書を作成しております。また、業務委託の必要性、継続と見直しについても、所管課内で評価、検討した上で予算化しているものでございます。今後につきましては、検証・評価は、客観性、公表性が求められるものであり、事務事業評価等も含め評価方法等を検討し、取り組む必要があると考えております。

以上お答えしまして、この後の質問は自席からお答えさせていただきます。また、詳細については、担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 境田議員の町の業務委託についての御質問にお答えします。

教育委員会においても、様々な業務委託が行われていますが、業務の委託にあたっては、公平性、透明性、予算の効率化といった視点は、とても大事な視点であると認識しております。そのような視点から、昨年度教育委員会の場で協議された案件として、学校業務についての委託のあり方についても協議し、人事評価制度が導入されている社会情勢等から、業務委託している方々についても取り組みの評価等を行った上で、次年度の更新手続きを進める必要があるなどの意見が出されたところでございます。これを受け、本年度からは学校の業務を委託している支援員等についても、人事評価を実施する方向で検討しているところです。ただ、委託内容によっては、委託しようにも人材が確保できない業務もあり、現実を踏まえた対応が必要であると考えております。

国費や県費等による事業委託について、本議会補正予算に計上している事業委託が2つございます。1つは、国費の学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業、もう1つは国費・県費による市町村立学校部活動指導員配置補助事業です。いずれも部活動の充実を図る補助金で、前項の予算は小学校部活動の社会体育移行に伴う経費、後項の予算は中学校の部活動に関わる教員の負担軽減を図る経費として町に配分されたもので、各学校で有効に活用し、成果を上げることが強く求められているものと考えております。したがって、事業を実施しながら見えてくる新たな課題についても明らかにし、随時改善を図るとともに、年度末には総括的な検証、評価を実施することが大切であると考えております。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、課長よりお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 再質問に移ります。

町長に集落活性化基本姿勢において、力ある熱意、決意を述べていただきました。ありがとうございました。町長は、やっぱり集落が衰退すれば町の活性化はないと言われました。私も、集落の活性化なくして、町の活性化はないと思っております。やはり住民あってこそできるもので、住民がいなければ、まちづくりはできません。増田レポートの消滅自治体にならないためにも、集落活性化は進めなければなりません。住み慣れた集落の活性化は、先ほども言いましたけど、高齢者の健康寿命を延ばし、若者の定住にもつながります。また、コンパクトシティ構想に基づくまちづくりの重要な施策の一つです。町長の基本姿勢が十分に伝わりました。実行力のある町長で4年間を見てきましたけれども、集落活性化の取り組み、今後も大いに期待しております。この2番、3番に大いに関連しますので、最初にお尋ねいたしました。

そこで、②の地域住民の声に対してどういうふうに反映できているかと尋ねましたけど、先ほど主に反映できたのは、窓口業務延長、家庭内保育応援金、給食などを述べられました。町長は、施政方針でも地域住民の皆さんとの声を反映できる、また開かれた行政運営に取り組んでいく決意を述べられています。有言実行で素晴らしい結果が出ていると私は思っております。私たち議員も、住民の皆さんの中に溶け込み、住民の皆さんの中でいろんな話を聞きます。議員は、常に住民の中に飛び込んで、住民の声を聞き、つかみ、それを議員の声として力強く代表する心構えが必要と言われているからです。常に地域の現状と問題点を考えなければいけません。職員さんは、町民の福祉の向上のために働かれております。最近、特にこれはと思われた地域住民の相談は何かありましたか。今回17期、町長の初めての議会ですから、各担当課長に答弁を指示できれば幸いですが、いかがですか。

○議長（酒見喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 私の先ほどの答弁の中でも、私も様々な場所でそういった御意見・御要望を伺っておりますけれども、やはり担当課所属で様々な御意見を伺っていることがあると思いますので、時間が許しますならば、それぞれ担当課よりそういった、これまであったことについて出していただければと思います。

○議長（酒見喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） ただいまの御質問ですが、私もまだ総務課に来て2カ月少ししか経っておりませんので、総務課のほうで多くの声を聞いたというわけではございませんが、最近総務課のほうに相談があつてるのは、業務としてやっている消費者関係の相談はもちろんですけれども、空き家関係の管理についての苦情といいますか、相談が寄せられているのはお聞きしております。樹木だったり、雑草等の管理等がなされてないということで聞いて、担当のほうも、総務課のほうも町でできること、できないことがありますので、制度等は説明いたしまして、丁寧に説明して対応をしているということで、この2カ月ほどでは記憶にはそういうものがございます。

以上です。

○議長（酒見喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 乗り合いタクシーに対する要望というのは結構ございます。その中で、実際、その要望を取り入れてできたというのが、導入当時ですが、住民説明会を行いました。もうすぐ近く、大牟田市の四ヶの石崎医院まで運行をしてくれないかというような要望がございました。そこは採用をさせていただいたということがございます。そのほかには、南関庄山線の廃止に伴う説明会で、時間帯の増便を行いましたが、12時出発便もつくっていただきたいというような声

にもお応えをいたしました。また、庁舎等建設も昨年度、行政懇談会の折に南関高校跡に3つの公園を予定しております、龍瀬川沿いの公園を桜広場としておりましたが、南関高校がここにあったというような名称にできないかという要望がございました。そこ南校跡公園としてはいかがかというような意見がありまして、それも採用させていただいたというところがございます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 教育課の赤木です。教育課に来て2ヵ月ほどしか経ちませんので、前の税務住民課のときのいろいろなお話の中であった分については、やはり環境面で犬の放し飼いとか、犬の糞の問題とか、いろんな地域の環境についてもう少しきれいにならないかというふうな問題等々が多くあったように感じております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 会計管理者。

○会計管理者（寺本一誠君） 会計課といたしましては、住民からの問い合わせは特にございませんが、会計課は町の予算の支払いをするところでございますので、問い合わせといったら支払いはまだということぐらいです。支払いにつきましては、法令通り請求から30日以内に行っておりますので、遅くとも20日過ぎには支払いをしておりますので、その間、ちょっと遅れた分の問い合わせはたまにあるぐらいでございます。ほかの問い合わせ等は会計課のほうにはございません。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 私もまだ2ヵ月ほどですので、直接税務住民課のほうへの相談というのは、住民からの直接の相談というのは受けておりませんけれども、環境の担当のほうから中学校のグラウンド横の町道敷きに廃材が不法投棄されているということを受けましたので、早速調査を行いました。これは大分前になるんですけど、中学校の建設に係る用地交渉の際に、既存の用水路の代替策として、その場所にボーリングを行うということで補償契約が結ばれていたようでございました。ただ、その場所にボーリングはなされておりません。そのとき、その場所に補償の方の田んぼの補強を行うための資材をその場所に置いていたという話を聞いております。早速、持ち主の方と協議を行いまして、コンクリートのくず等につきましては、直ちに撤去していただきましたが、廃材につきましては、他の修理のほうに使用したいということでございましたので、できるだけ早い段階で片付けていただくような話をしております。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 福祉課でございますが、私も4月に異動で来まして2カ月弱ということで、直接私自身に大きな相談というのはございませんが、一般的に課のほうに対しての相談は日常的に、例えば養護老人ホームの入所の御相談、それから生活に困窮されているということで生活保護の相談等がございまして、県につないで担当が面接等を県と同行して行っているということ等については、通常の業務の中で町民の方の御相談を承って対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 建設課におきましては、管理物件、町道、それから河川、それから住宅等がございます。それぞれの担当のほうには様々な声が寄せられておりますし、私自身も声を聞くことがあります。

まず、やっぱり現場を見にいくということが一番でございまして、その後、自分たちで対応できるものについては対応いたしますし、予算的に大きなものがございましたら、やはり区長さん等を通して要望は上げてくださいというふうな伝達をいたします。あと、財源を確保した後に事業になってくると思いますけれども、小さいものについては維持等で対応していますし、住宅等については修繕費等で対応しているものもございます。中には、やはり地元の皆さんの御協力を得て対応したほうがいいものがございますけれども、迅速な対応が必要な場合は、そこそこやっているところでございます。これから雨の時期になってきますので、またそのような災害等も発生するかもしれません。そういうときに、やはり住民の皆さん方のことを考えて対応しなくてはならないというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 経済課のほうになりますけれども、特に特出すべきようなものはありませんけれども、日ごろから住民の方が制度に対する要望とか相談とかはされますけれども、常に住民の方の立場に立って話を聞いて、丁寧な対応をするようにしております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 副町長、一言お願いします。

○副町長（雪野栄二君） 雪野でございます。私のほうに問い合わせ、お願いがあるというのは、歩道、町道・県道等に雑木、竹等があるので、そこの地権者のほうに連絡して伐採をして、建設課の維持工事のことです。または、県道・町道に小動物の死骸があるのでどうしたらいいんだろうかと、そのような事案は今まで2年半のう

ちに何回もあっておりますので、そういう対応をやっております。  
以上です。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですけれども、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時16分

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

11番議員の質問の番でしたので、これを続行してください。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、どうもありがとうございました。空き家問題、乗り合いタクシー、環境問題とか、いろいろすぐ対応しているということで安心しました。まず一番よくやっているなど、それは失礼ですけれども、感心したのは現場を見に行くと、住民の声を聞きながら、住民目線でやっているということは、それは今からでも忘れないようにしてください。その基本だけは、いつまでも持つてもらいたかです。

こうやって住民の声を聞くということは、相談されるということは信頼がなければなりません。非常にいいことだと思います。私も、住民の中に溶け込み、最近住民の声を聞いた中からいくつか述べておきます。これは、高齢者の方からですけど、病院には行かないが、以前から鍼灸に行っている。鍼灸券は年間20枚もらいます。1回に3,300円かかるそうです。でも1枚800円が補助になるから助かっている。しかし、あと10枚ばかり欲しいということでした。また、先ほど住民課長が言われましたけど、産廃ですね、私は場所がどこと言いませんけど、町の敷地に産廃を長い間置き去りにしていると。なぜいつまでも放っておくのですかと。全国のモデルとなるような安全施設、エコアくまもとが開業して、県北の環境教育拠点として取り組まれておりますと、非常に見苦しいと。早く片付けできないですかという相談もありました。また、乗り合いタクシーでは、便数はありがたいが、しかし、先ほども何度か出ましたけど、狭い道には来ない、待機しているところまで歩いて行くが距離があると。また足が悪いので、歩くのがつらい。坂道になっているので怖い、対応できないなどの声を聞きました。やっぱり地域のことを一番把握しているのは、私は高齢者の方じやななかかと思うとですよね。昨年の12月、研修に行きました。これは、全議員で研修に行きましたけれども、宮崎県の西米良村では、生涯現役、元気村を支える高齢者への感謝事業として、75歳以上の高齢者を対象に、東京方面へ2泊3日で1人1万円負担の見学ツアーが行われておりまし

た。この高齢者への恩返しですね、これは全員、本当びっくりしましたけど。我が町の、これはいつも言われますけど、高齢者の恩返しは少ないような指摘もされますが、先ほど鍼灸券の声を述べましたが、鍼・あん摩・灸の補助金、これは平成28年度を調べてみると40万5,000円のようですが、ここ2、3年で何人の方が利用されているんですか。また、80代でも農作業をやっておられる高齢者もおられます。いつまでも元気でやってもらえる一つの施策として、この鍼・あん摩・灸の補助金、この見直しは考えておられませんか。この2点、よければお尋ねいたします。

○議長（酒見喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎演君） 鍼・あん摩・灸の補助金、平成28年度が40万5,000円のようですが、何人の方が利用されていますか。また、この助成についての今後の考えはということについてお答えさせていただきます。

今、議員からお話がありましたように、平成28年度におきましては94名、506件の利用がございました。また、平成29年度では97名、560件の利用でございました。管内のこの鍼・あん摩・灸の補助の実状を調べましたところ、南関町におきましては、先ほど議員もお話のとおり、後期高齢者の場合、年間で上限が20枚と。同じく和水町も20枚。それ以外の玉東町、長洲町、玉名市、荒尾市さんを見ますと15枚以下というような状況で、最大の補助額で計算しますと南関町のほうは1回の施術が800円の補助でございますので、20枚ということで1万6,000円の補助額になります。これは、和水町と同様の金額で、それ以外の市町においては金額もそれ以下の状況ということでございました。

また、この上限の20枚をどれだけの方が申請されたかを調べましたところ、平成28年度で24名、これは全体の後期高齢者の方が平成28年度では2,182名ほどでしたので、1.1%で、平成29年度が18名の方が上限20枚の申請をされておられました。これも、後期高齢者の平成29年度の人数が2,174名で、割合にしましたところ0.8%というような状況でございました。後期高齢者の方の中では、利用が多くてもう少し増やしてほしいという御希望の方もあるかと思いますが、全体の中で見ますと少ないような状況で、財政的な面も含めて今後検討が必要かなと思いますが、状況的には、以上申し上げた状況でございます。

○議長（酒見喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ありがとうございます。今見ますと、平成28年度で40万5,000円ぐらいですから、私はもう少し高齢者に対しては配慮してもいいんじゃないかと思います。そのところ、よくよくまた考えてください。

今まで家族のため、町のために一生懸命生きてこられました方々ですね、これ

からも元気で、特に高齢者ですが、健康で長生きできるように、また希望を持つてもらうためにも、西米良村ではないんですけど、南関町に合った高齢者への恩返しとか、何かそういうことを考えておられませんか、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 東京に旅行に行く、そういうことも素晴らしいことでしょうが、どういった形でそういう高齢者の方、これまで町のために頑張ってこられた方に還元するかということになりますが、それはいろいろな考え方があると思います。私たちのまちでは、今、住んでよかったプロジェクト推進事業もですが、これは子育て支援、定住対策だけじゃなく、高齢者の方にもそういうものを含めた施策を入れておりますし、先ほどから井下議員の一般質問でもございました乗り合いタクシーの制度、あるいは宅配サービスであるとか、そういうものも含めて、身近な生活ができるように、そしてお困りにならないような、そういうた施策というのも、やっぱり高齢者の皆さんのためにということになりますので、ちょっと視点は違うかもしれませんけれども、やはりこの町に住んでよかったと思っていただけます。安心して暮らせるような施策につなげることもその一つじゃないかと思っておりますので、旅行については、素晴らしいことだとは思いますけれども、この町にとってそれがふさわしいかなということは、ちょっとまだ考えていないところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 旅行は別に、ただそういうことをやっているからですね、何か南関町に合った感謝事業はどうかなと思って質問しただけです。やっぱり私たちは、親がおって、子がおって、高齢者の方がおられるから私たちがおると思っております。やっぱり高齢者の方は大事にせんといかんと思っておりますので、何か先ほどちらっと言われましたけど、そういうことが何かもしあるならば、少しでも対応してもらえばなと思います。

先ほど乗り合いタクシーの件も言いました、坂道の件ですね、住民の声を述べましたけど、もし転倒して骨折でもしたら、後々が大変です。しかし、井下議員もいろいろ乗り合いの件で質問したおられましたので、不便な点など調査して対応していただければと思っております。南関町は、やはり高齢者がいきいきと活動的に暮らせる町を目指すとなっております。その点からも、早めの対応をお願いしておきます。

先ほど言いました、また産廃の問題ですが、町の敷地に産廃を置き去りにしていると指摘を受けても、なかなか進まないと。今、対応されているみたいでけれども、やはりこういう問題は早くから職員さんが地域に根ざしておれば、私は早く

解決できるかなと思うとっとですよ。先ほど言いましたけど、何年間大体放置され  
ておったんですかね。

○議長（酒見 喬君） 稅務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 中学校の建設につきましてが昭和59年から建設が開  
始されて、昭和61年に落成しております。多分その後だと思いますけれども、こ  
ちらのほうで認識不足があつたようございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） やっぱりその時点だったら、役場を定年された人から申  
し送りがなかけん、ずるずるなつとったんじやないかと思うとですよね。やっぱり  
今からそういう問題は申し送り、常にいつも指摘されますけど、申し送りは適正に  
行って、今度も早めに対応してください。これが、保健所とか警察が入つたらちよ  
っと大変じゃなかかと思うとですよね。また、住民さんと、もしかしたら口約束で  
よかよと言つてあつたかもしれないですね、警察が入つたら、やっぱり住民さんと  
の溝ができますので、早めに対応をお願いしておきます。

先ほども言いましたけれども、執行部から最近のお困りごと、いろいろ聞きました  
けど、防災無線とか南関広報でもお知らせがあつております。しかし、ほとんど  
そこは、どこどこに行ってくださいというのが多かつですよね。南関町、先ほど言  
いました、高齢化率も高いし、交通の便も悪いから、やはり自分たちが出ていくべ  
きじゃないかなと思うとですよね。最近、どうですか。相談件数とか、先ほど、防  
災無線とか、ああいうのは増えているんですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 防災無線等でお知らせしている相談ということで、心配ご  
と相談のことについて、防災無線等で日程、会場等をお知らせしておりますが、そ  
の関連で、心配ごと相談の相談状況について御説明をさせていただきたいと思いま  
す。

心配ごと相談は、月2回、第2と第4木曜日に実施されており、相談件数は平成  
27年度が28件、平成28年度42件、平成29年度が31件となっております。  
また、別に年5回開催しております法律相談と年1回開催の専門相談の相談件数で  
は、平成27年度が29件、平成28年度が26件、平成29年度では20件の相  
談が行われております。前年度だけとの比較では、数字的には減少しているとい  
うことが伺われます。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ありがとうございます。町長は、住民の声を聞いて反映

させると言っておられます。声を聞くには、先ほど言いましたけど、町民の中に出向くべきです。国が今目指しております働き方関連法案ですかね、これは高度プロフェッショナル制度は誰のためにつくっているのかとの問いでは、やはり働く人のニーズがあるからと政府はこの前言っておりましたけど、いざ調査してみれば、たった10人の生の声しか聞いてないと言われておりました。これでは、やはりいろんな問題でも信頼が得られません。やはり、住民と職員の信頼関係を得るには、やっぱり日ごろからのつきあいが私は大事だと思います。ニーズや生活実態を十二分に把握しなければ、行政の住民参加と公的活動への参加の協力体制は厳しいものになります。職員が少ないから、予算がないからと、住民に不安を与えないようにしてください。

道路改良など申請をして、何年もかかっているのに着工もどうなっているかわからぬと。このような具合、やはり途中経過の報告をすれば私は納得されると思いますけど、今、どのように報告されておりますか。例えば私が聞いたのには、もう2年か3年前になると思うけど、何の連絡は何いっちょなかと言われますけど、私は区長さんたちには連絡していると思うとですよね、役所の人たちは。しかし、本当に相談している人たちも伝わっとらんとですよ。今からこういう情報を末端まで伝えるためには、いろんな連絡方法があると思いますけど、今はどういう方法を取っておられますか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今お尋ねの道路の新設改良等についての要望について、検討結果がどのように伝達されているかという御質問だったかというふうに思いますけれども、いわゆる先ほど申しましたように、財源の確保等も必要でありますし、あとほかにも要望等が出ている箇所も多くあります。そこで、積み残しの分も相当出でくるわけですけれども、それはそれとして、やはり地元にはそのことを早めに伝える必要があるだろうということで、これからその辺は気をつけて進めていく必要があるかなというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） よろしくお願ひします。やはり言った、言わないとか、聞いてないを言わないように、よろしければ文書で報告してください。奇跡の村と言われております長野県の下條村の職員数の累計、139団体の一般行政ですね、これは平均18.7人ですが、下條村は8.37人で、約半分の職員でやっておられます。平均ですね。またここは、平成28年度の基金残高は72億7,670万円で、財調は何と33億4,440万円あつとですよ。こういうところもありますので、ちょっと参考程度にお知らせしておきます。少なくとも一生懸命取り組ん

で、金ばいっぱい残しとるところもあつですよ。そこもありますので、一応参考程度に言っておきます。

やはり地域住民の声を反映させるためには、行政懇談会が何回も開かれておりますけれども、やはりいつもですけど、私も行きますけど、その場は堅苦しく、意見が非常に出にくくないです。また、発言者はいつも同じ人が話されとります。本当の生の声は出にくいようですけど、これが本当は現状だと思います。やはり、これからは自分たちが住んでいる、5年後、10年後、どうなるのか、どうしなければならないのか。地域で守らねばならない、また大切なものは何かなどの話を進めると意見が出やすいという報告がなっておりました。本当に住民の声を吸い上げるために、今、年齢とか関係なくワークショップとか、そういう方法があると言いますけど、何度も言いますけど、意見が出なければ行政に反映できません。何かいい意見が出るようなプランはお持ちですか。町長。

○議長（酒見喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほどの答弁でもお答えしましたけれども、町政懇談会のほうに協働のまちづくり出前講座というのが今年度も1回開催させていただきました。これは、行政区の中で、前回は15、6人の方だったと思いますけれども、私がパワーポイントを使いまして町の全般的ないろんなお話をし、その後、意見交換を行いましたけれども、いろんな話を聞いていただいて、こういったことができるならばもう1回いつでもやりたいということで、非常によかったということで、行けば行くほどといったお話を伺います。積極的にしてくださいということで、今、話しておりますけれども、私が町長が考えるだけじゃなくて、それぞれの専門的な出前講座もやっておりますので、そういったものをいつでも活用していただきたいと思いますし、私たちももっともっと積極的に働きかけて、出ていくて、そういった御意見を伺いたいと思います。ぜひ、議員の皆様も地元の集落ではそういったものを活用いただきたいというふうに思います。

○議長（酒見喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ありがとうございます。私たちもあつたらすぐ、一番に参加させていただきます。

いろんな地域づくりは、様々な地域づくりは、全住民が納得できるようにしなければなりません。先ほど言いましたけれども、いかに参加を促すかですよ。来てもらわんとまずできませんからね。それに周辺の人々の中に飛び込み、耳を傾けることが私は一番大事だと思います。親身になれば、問題は解決できます。何度も言いますが、大事なことは各地域の方々に信頼を持たれることです。

そこで、③の職員の地域づくり応援制度の進捗状況をお尋ねしたいんですけど

も、先ほどあんまり進んでないということでしたけど、町長、この職員派遣ですね、どのような職員派遣を考えておられるんですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これまで、境田議員、質問していただきましたけれども、町民の皆さんのが困っておられると。どういったことを行政職員がお助けをするかということが一番重要になってくるかと思いますけれども、やはり地域の皆さんからの御要望あたりを役場のそれぞれの部署につなぐようなそういう仕事ができれば、非常に理想的かなと思っております。

それと、一つ思いますのは、たくさんあるんですけども、今年の3月に総合防災マップができましたので、そういう防災マップを使ったそれぞれの危険箇所あたりも、それぞれの地域でつくっていただければ非常にいいなと思っております。これは自主防災組織になりますけれども、そこにやはり地域のことが詳しい職員が入って、地域の皆さんと一緒にそういうものをつくりたりすると、そういうことができればなというふうに思います。これは、一つの例題でありますけれども、そのほかにも、やはり町民の皆さんがどういったことを期待されているかということを、まずはお聞きすることかなと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 私たちも、固有名詞を出すとちょっとあれですけど、やっぱり防災はちゃんと寄って危険箇所、全部話はしようと。今は高齢化、人口減少により、各自治体の弱体化が進んでおります。今まで地域のことは地域で取り組んだことが失われつつあります。行政の要望がまた多くなっております。再び自ら進むための一つに、今、自治会と区の統合も第4次南関行政改革で始まっております。しかし、やっぱり中には、これは何ですかと言われる住民がおられるとですよね。住民に行き渡ってないのが現状です。そこで、何度も言いますけれども、職員さんが地元に参加しておれば、私は十分な説明ができると思うとですよね。また同じこと言いますけど、12月、宮崎県の西米良村、ここは職員の方が地域に出向き、地区のいろんな行事に参加して、直接住民さんと接して、情報収集、提起は各課への仲介などが行われておりました。多くの職員さんが地元の地区でも役員を担っております。やはり、まちづくりを強くすることは、私は住民であり、住民の責任でもあります。しかし、ここはなかなか難しかつですよね、この理解を得るのが。役場がせんかと言われる人がほとんど多かですけど、やはり今から住民さんなんですよ、もともとは。その理解を得るには、職員さんも地域に出向き、行事とか参加して、直接住民さんと接すれば顔見知りになり、住民さんの方も気軽に相談できます。それにより、情報収集、提起や各課への仲介などスムーズにいくのではないでしょう

か。

そこで、行政区に今何人の職員さんが地区職員として関わっておられますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 行政区に職員がどれぐらい関わっているかということのようございますが、小組合だったり、会計だったり、体育委員だったり、評議員等があると思いますが、全職員というわけにはいきませんでしたが、105名に確認して、現在34名の方が関わっているということで、過去の経験もお聞きしましたが、同じく105人中53人、大体5割ぐらいの方は、そういった地区の役員と関係者として関わってきてているということで、また町外在住の職員が大体3割ほどいらっしゃるようなので、そういった方々については、またそちらのほうで関わってはいらっしゃるかとは思っております。先ほど町長も申し上げましたように、職員の応援制度がまだ進んでおりませんけれども、方向としては地域と行政のつなぎ役、住民の地域の課題を直接知り、共有できるような形で地域に役立つものにしていきたいというふうな方向で進めていきたいと担当課のほうでも考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、わかりました。今、5割と言われましたけれども、やっぱり今後は、何度も言いますけど、集落自ら問題を解決して生き残っていくために住民が進んで集落づくりに関わらなければならないと思います。今から大事なのは、住民の力を、自治体の力を引き出してやらねばなりません、住民さんのその集落ですね。やっぱりそのために、職員による地域づくり応援制度を早く根付かせなければなりません。今言われましたけど、町職員の中の5割ぐらいの方が積極的に参加していると言われましたけれども、町長も地域自治意識ですね、この啓発もうたわれております。やっぱり職員が集落に根付いていれば、いろんな早めの対応がいろいろできます。町長は先ほど冒頭で、業務か、ボランティアとするのかとか、いろいろ課題があると言われしておりましたが、私個人の意見としては、もう仕事が終わったら私は一住民と思うとですよね。そこで何かどこかで線を引っ張つてですよ、終わったら住民と一緒に皆さんといろんな行事に関わって住民さんの声を聞くのもいいんじゃないかなと私は思っております。これは、いつ頃から取り組みますかと言いますとあれですけれども、これは早めにされるように望んでおきます。

今、ほとんどの自治体で人口減少、少子高齢化、過疎化が呼ばれております。島根県も、これは過疎化が進んだ県ですが、縮小日本の未来図と言われております。40年後の人口シミュレーションでは、2010年時点で人が住んでいるエリアの

うち80%が人口が半分以下になり、そのうち30%は人が住まない無居住家ですかね、誰も住まない地区になると予想されております。長年、島根県では一生懸命取り組んでこられていますけど、ここもやっぱり人口減対策はショッキングな数字と言われております。しかし、この問題は島根県だけではございません。我が町も、先ほど言いました36.8%ですね、高齢化率。20年後は、もうこの前のシミュレーションですけれども、7,000人は軽く切るとですよね。人口減、特に生産年齢の減少により、税収が減ります。その反面、高齢者の増加は、いわゆる社会保障費など扶養費は増大します。高齢化が進めば、集落の衰退がますますスピードが増します。集落の高齢化率、限界集落ですかね、これは以前も聞きましたけど、近年どのように推移しておりますか。何か把握されておりますかね。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 前回が確か平成20年から26年の7年間の65歳以上の割合の報告があつてあるかと思います。今回、平成26年から平成30年度までの数値を報告いたします。住民係で把握している65歳以上の割合につきまして、各年3月31日現在で算出しております。まず平成26年が34.2%、平成27年が35%、平成28年が36%、平成29年が36.5%、平成30年が5月末時点で37.5%でございます。

それから、限界集落につきましては、65歳以上が50%以上の集落とした場合でいきますと、これは行政区ごとでいきますと、平成26年が92カ所中6カ所、それから平成27年が10カ所、平成28年が9カ所、平成29年が13カ所、平成30年が14カ所となっております。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） このデータをちゃんと基にして、やはりこういうデータを持っておけば、どこの集落から何を先に手を付けたらいいかわかりますので、このデータの蓄積だけはしてください。

集落が見えるには、事前調査も必要です。最も大事かと思います。また、言いました現場において確認も最重要です。地域全体で物事は取り組まなければなりません。学校と地域、それと職員さんですね。地域に根ざして職員さんを育てれば、今、この前もちょっと事件がありましたけれども、小学校の問題ですね、ああいう問題も事故防止、また抑止力にもなります。今から職員さんが自ら地区役員等に参加することにより、住民自ら地域をどのようにするかを指導してください。これはやっぱり理解していただくためには、先ほど言いました、自分たちでというのはなかなか厳しいものですから、これを推し進めるためには、早く住民の中に溶け込んで、

職員制度、いわゆる職員の派遣制度を早めに私は実行するべきだと思います。今後、行政サービスを保つのは厳しいものになります。納得してもらうためにも、私は早めの対応をすべきだと思いますので、よろしくお願ひしておきます。

それでは、2番目の業務委託に移ります。委託には、これは平成28年度ですが、管理委託料、点検委託料、清掃委託など、これは278件と普通建設事業の委託は22件、扶助費の委託12件、補助費等の委託は2件、災害復旧の委託が9件の33件、私が直接調査した分がありました。冒頭で最初言いました、委託の中の説明名所の業務委託は90件です。しかし財政係に聞いたら、委託料は全て業務委託と考えていいということでしたので、一応33件あります。契約については、契約規則に基づいて処理されているはずです。地方自治法の規定を適正に執行されなければなりません。前回の全協で庁舎等建設実施計画業務委託契約、このとき7,191万円ですかね、この説明がなされました。1業者で、金額の積算などどのようになったのか、わかりません。ただ、規約で決まっているとの説明でした。ある町の条例は、予定価格700万円以上の物品と700万円以上、あるいは5,000平米の土地の取得、または5,000万円以上の工事請負契約は議会の議決が必要のようですが、これは委託業務に関して、南関町の条例なんかどのようになるとんですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 町の条例の規定でございますけれども、工事や製造の請負につきましては定められておりますが、委託についての定めは特になくようでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） わかりました。この前、全協のとき七千何百万円も1業者に決めて、それはよかですけど、説明も何もなくて、規約、規約で言われるなら、私たち議員にも規約はあつですよね、規定というのが。大体人口1万5,000人から1万人未満は議員の定数は18人。それじゃ、この今の時代の流れからいいますと18人よかやつかと言われても、誰も納得しないです。やっぱりこの前の金額のふとかつです、七千何百万円、そのどこから出てくつとかという問題がありましたので、今回ちょっと説明を受けている次第です。競争に付することが不利とみられる場合は随意契約が認められると、これはうたってありました。しかし、具体的な説明ができなければならないとなっているはずです。普通随意契約といつたら、特定の事業者を指定して規約を結びます。予定価格の根拠となる価格資料、これは契約予定者からもらう場合がほとんど多いと言われております。これは、契約予定者による価格は、言いなりにならないか、これを心配しよっとですよね。大

体今度でも庁舎を業務委託されましたけれども、資料なんかはどこから取り寄せてあの金額が出るのか、そういうのをもう一回簡単に説明してもらえばよろしいですけど。課長。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 参考資料として、やはり業者から見積もりあたりは提出をいただきしております、それを建設課のほうの技術員のほうで設計書をつくりていただく。建設課のほうでは、国の数値あたりに照らし合わせてつくっているというところです。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 予定価格でも、資料によっても1業者とか、偏ったところでするとしゃが、さっき言いましたが金額が上がらんかという心配しようですよ。幅も、どのくらいあるかわからん。そういうのをはっきり私はもらいたかつですよ。小さか随意契約は別にかまわんですよ。やっぱりこの前七千何百万円、ぼすと言われですよ、これは決まつとるけんて言うたっちや、誰も納得せんですよ。私たちは住民さんの税金もチェックせなんですよね。こういうことが契約ではこうなっておりますと言えるように私たちにも説明は求めたかつですよ。それで、先ほど何度も言いますけど、この前の七千何百万円もですよ、そら業者はもうよかですたい、そらもうプレゼンしとるけん、ああいうことをするとは私はもうよかと思うですよ。ただ資料を1カ所じやなくてですよ、いろんな場所から、2、3カ所から取ってせれて言うてありますので、そがんともしてあつとか、なかかですたい。随意契約する幅もわからんでしょうが。そういうのをはっきりしてもらいたかと私は言いよるとです。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） その金額の根拠につきましては、先ほども申しましたが、資料に基づき建設課のほうに技術員で設計をしていただいて出したところで、設計書は作成しており、それに基づいて契約をしたというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 何か納得せんとですよ。なぜその金額は、どがんして出たかを知りたかつですよ。ただ規約で決まつとるけんがですね。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 当時建設課長をしておりましたので、通常、業務委託で算出する場合は、単価のあるもの、歩掛のあるものは国の基準によってそれを使用します。ただ、単価、歩掛がないものについては、3社以上の見積もりを取って、

その中から適正な価格を選ぶという形を取っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 頭がなかごとして、やっぱり今後のことと考えとかなん  
けんですね、やっぱり今度の随意契約でも金額の大きかしですね、私たち議員にも  
十分説明ができるようにお願いしておきます。規約が決まつたるけんて言うてです  
よ、そらもう頭のなかなら、私たちも住民さんに何て言うてよかかわからんですよ。  
そのところを、もうこれ以上言いませんけんが、今後ともわかるように説明をお  
願いしておきます。

次に行きますけど、1業者の単独ですよ、何年以上とか、5年以上言いません  
けど、随意契約して、ここにずっと何年しとるとか、そういうところはなかつです  
かね。そのところ、ちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 基本的には、長期継続契約以外は毎年見積書を徴収して業  
者を選定しておりますが、その結果として5年以上の長期の採択はあるとのことで  
ございます。総務課で全体を把握しているわけではございませんが、管理契約係の  
ほうで財務会計システムの一般会計の歳出の伝票を過去5年間の所属課の事業別で  
抽出したところでは、一般会計で163件あります、中は人的な業務委託や特殊  
で資格が必要な業務、町の基幹システムに係る業務などが主なものでございます。

なお、この数値は、各課における契約の件数とはまたちょっと違いますので、参  
考程度ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ありがとうございます。業務者設定かな、これは各課の  
所轄に任せとか、先ほど言われましたけど、この業務委託で入札に掛ける事案とい  
うかな、案件、また公募ですか、それに掛ける業務委託はなかつですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 入札に掛けるべき案件は、その都度、規定に従って担当課  
のほうで判断をしているところでございますし、公募できる案件につきましても、  
担当課のほうで検討して行われているものと思っております。先ほども議員も申さ  
れましたが、庁舎建設の基本構想の際には、公募により選定が行われたりしてお  
りますし、それぞれの案件ごとに規定に従って選定をしているというところでござ  
います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 1業者、1個人といいますか、そういうところで、大体  
誰が見てもこれは公募すべき、入札すべき案じやないのかというのがあるようなこ

とを聞いておりますけど、そういうことは一切なかということですね。あってないということで、理解してよろしいんでしょう。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 入札に掛ける業務委託というものとか、また隨契の判断というのは、規定に沿ってなされているもので、そういうことはあつてはいるとは思つていません。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 安心しました。やっぱり参加資格名簿に登録されていな業者は、一般競争とか指名競争、これは参加できませんが、隨意契約には先ほど言いましたけれども、きまりが全然なかて言わすとですよね。指名入札しなければならないもの、県の許可を持ってない業者と隨意契約を結ばれてないということですでの、私はこれで公平性が見えたなと思いました。可能な限り、今から、よから競争入札を行うよう指導してください。行政から民間に委託する場合、また民間からの希望があれば、業務委託に問題がなければ誰でも参加できるようにしてください。しかし、それにはやっぱり何といつても最低限の条件を見たし、競争、透明性を持たせるように指導してください。今、国会で論議されております加計学園付度問題、町にはないと確信しておりますが、町民の誰一人からでも疑問を持たれないようにしてください。

②の委託の検証、評価の取り組みですが、一応検査証とか調書もあると言われましたけど、なかなか住民には、私たちには見えとらんとですよね。そういう広報とか何か見えるような方向性といいますか、見えるようにお知らせは何かやっておるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 評価につきましては、先ほども申しましたと思うが、所管課のほうで検査等によって行われているというふうに思っております。その事業そのものが効率性があるかとか、そういった評価方向につきましては、事務事業評価による評価というものは過去、これまで行われたことがあるようでございますが、業務委託に限った評価方法というのは示されてはいないのではないかと、自分の知っている範囲では最近ないというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） よろしければ、何かわかるような報告もしてもらいたいと思います。

これも、やっぱり経費削減、業務の効率性ですね、よくなつていかねばならんと思つとつですよ。大体この件数が多かけんですね、3年ぐらいでよかですけど、

経費削減なんかつながっていくと思いますけれども、そのためにすると思いますけれども、大体の推移はどうなつとるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 経費節減といいますか、そういうものにつきましては、先ほど申しましたように、業務委託に限った評価はなされておりませんので、比較というのは難しいところですけれども、委託の件数と金額を一般会計の中で調べた分を申し上げますと、業務委託自体がここ3年ですが、平成27年度で304件ですね、決算上で、総務課のほうで抽出したデータで304件、金額で7億2,862万6,000円、四捨五入はありますが。平成28年度が301件、7億967万2,000円、平成29年度が318件、6億4,764万8,000円ということで、件数としては3年、過去5年も伸びているようでございます。金額に対しましては、この設計委託とかいろいろ大きなものが変動があると思いますので、そういった推移を見せているのかなというふうには思っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 経費削減、業務の効率化は、貢献していると思います。やっぱり物価が上がるけん、なかなかそれは厳しいと思いますけど、今後は常に検証してください。そして、それを住民の誰にもわかるように提示してください。

まとめに入ります。集落活性化は町全体の活性化に欠かせません。早急に取り組まなければならぬ問題です。近い将来、消滅する集落が相次ぐことが避けられない現状があります。集落があげている、若者減少、田畠の耕作放棄地、空き家等をその集落に携わる住民が自ら取り組むようにしなければなりません。そのためには、町職員さんが1日でも早く集落に溶け込み、町職員による地域づくり応援職員制度を根付かせ、信頼を得ることが最重要課題だと思います。その集落の住民に行政が加わって共に解決すべきだと思います。

行政改革では、これまで以上の行政改革を進め、無駄をなくし、経費縮減を図ると言われております。業務委託も同じです。今まで以上に透明性・公平性に努めてください。

これで、私の一般質問を終わります。どうもお世話になりました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

続いて4番議員の質問の時間ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時12分

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番議員の質問を許します。4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） お疲れさまです。4番議員の立山です。一般質問の通告をしていましたので、今から始めたいと思います。

質問事項の大きい項目で、町の安心・安全のまちづくりについてというところで大きな題を出してあります。その中で、①防犯・防災のすすめ方、②子どもたちへの見守りについて尋ねたいと思います。

先月、5月7日に新潟市で小学校2年生の女の子が殺害された痛ましい事件がありました。犯人は近くに住む20代の男性でした。逮捕のきっかけになった一因が、事件当日の深夜、黒い車で現場近くを通過、その様子が防犯カメラに写っていたということでした。この防犯カメラの設置台数は全国で今300万台以上と言われています。これからもっともっと設置台数は増えると予想されています。町庁舎が高校跡に移転しますが、移転の際に庁舎内の電気機器の見直しや一新などが検討されると思います。その際、町の防犯、防災についてのお尋ねをいたします。

先ほど小学校の痛ましい事件がありましたと言いましたが、女の子の通っていた小学校では地域ボランティアによる上下校の見守りを実施していたそうですが、女の子の行方がわからなくなったり踏切付近の担当をしていたスタッフが高齢で引退し、最近は受け持つ人が誰もいない状態だったそうです。全国の学校では、通学時の安全を守る手立てとして集団上下校や見守り活動などに取り組んでいますが、大人の目が100%行き届くのは至難の業だと思います。そういった中において、子どもたちへの見守りをどうするのかということをお尋ねしたいと思います。

あとは、自席から質問したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 4番、立山比呂志議員の安心・安全のまちづくりについての防犯・防災のすすめ方について尋ねるの質問にお答えいたします。

町では、住民が安全・安心に暮らしていただけるよう関係行政機関及び関係団体との連携、協働による防犯・防災の取り組みに努めているところでございます。まず、防犯につきまして、現在の取り組みをいくつか申し上げますと、町の公用車に防犯ステッカーの貼付、青色回転灯による週2回の防犯パトロール巡回、防犯灯の設置、地区の防犯灯への設置補助、防災行政無線による児童生徒下校時の見守り放送、児童への防犯ブザー配布、電子メールによる不審者情報配信、子ども110番の家の設置などがございます。また、南関町地域警察連絡協議会や南関町少年補導委員会では、町内たまり場補導、各種イベントに伴う特別警戒なども行われていま

すし、南関町保護司会でも活動いただいているところです。

防犯につきましては、何より関係行政機関、団体、地域等と協力・連携しながら、住民の防犯意識の向上を図ることで、自己の安全確保にもなりますし、犯罪のないまちづくりにつながるとの考えで今後も取り組んでいきたいと思います。

また、社会問題化しています空き家対策の推進や消費生活相談の充実を進めいく必要もあると考えております。防災につきましては、南関町地域防災計画に基づいて対応しており、5月30日に町防災会議を開き、今年度の地域防災計画、災害時の連絡体制の説明、関係機関からの情報提供等を行ったところでございます。

これまでの取り組みについては、各年ごとに実施している小学校単位での防災避難訓練、自主防災組織への助成、昨年度は総合防災マップを作成して全世帯に配布しております。

基盤整備としては、福祉避難所である交流センターへの非常発電機設置、防火水槽の建設などを行っています。

また本町の気象災害は、梅雨時期による水害と台風による風水害が主であり、住民への河川、土砂災害等、危険区域の周知徹底、情報伝達体制の充実・強化など、より一層の取り組みが必要であると思っております。

今後は、先ほど施政方針で災害に負けないまちづくりの実現について申し上げました施策に努めてまいりますが、特に庁舎建設を契機として、防災広場の整備、備蓄倉庫、災害対策室を設置するなど、防災拠点としての機能充実を図りたいと考えております。

防犯・防災対策にこれで十分ということはありません。地域住民、関係機関の協力・連携を図るとともに、住民の迅速な情報伝達により、災害や犯罪などによる被害の防止に努め、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次の子どもたちの見守りについて尋ねるの質問につきましては、教育長からお答えいたします。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については、担当課長よりお答えします。

○議長（酒見喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 立山比呂志議員の子どもたちへの見守りについて尋ねるの御質問にお答えします。

3年前に策定された町の教育大綱の最初に、児童生徒の命の尊厳と安全で安心な学校生活を保障するとあり、私は学校は人の命をあずかり、命がふれあい、命を育むところとの認識のもと、学校での防犯・防災の取り組みは最重要課題として対処する必要があると考えております。そのような中で、子どもたちの見守りについて

は、保護者や地域の方々には学校応援団ボランティア活動の一つとして、児童生徒の登下校の見守り支援に取り組んでいただいております。議員の皆様にもお力添えいただいていることに感謝申し上げます。

今回のお尋ねは、先ほどありましたけど、新年度早々の新潟県での女児殺人事件、そして先月熊本市での小学生の車への連れ込み事件などの社会情勢からの御質問で、この事件は下校中の児童が1人あるいは少數になっている状況から被害に遭っているということ。また、熊本市の事件では、大きな被害にならなかつた理由として、声を上げて泣き出したことがわかります。そういうことから、児童生徒の登下校の実態を再確認する中で、1人になる区間を再確認し、その区間の見守りもカバーする方策を家族の方も巻き込んで検討しなければならないと危機感を持っているところでございます。また、児童生徒には、登下校時の交通安全を含めた危険予知能力の育成をはじめ、自分自身の身を守る「いかのおすし」合い言葉の実行についても日常的な指導の徹底を図っていく必要があると思っています。

この2点については、6月の校長会でも協議していただき、さらなる子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたし、あとの御質問は自席よりお答えさせていただきます。なお、ハード面の整備については、課長よりお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 町長、教育長の答弁ありがとうございます。

防犯・防災、子ども見守りですね、各議員の皆さんが高いいろ前もってされているところもありますので、私のほうは少しちょと目的を絞って質問をしたいと思います。

先ほども言いましたが、防犯カメラは近年、制度もよくなり、設置台数も増えているそうです。そこで、町の実状、防犯カメラがどこに付いているかをお聞きしたいと思います。ごみの不法投棄のカメラは付いていますが、それはちょっと除いていただいてお願いいいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 町で設置している防犯カメラは7台あると聞いております。

中学校に6台、正門と、それから玄関の内外各1台、そして自転車小屋に3台あるということでございます。あと町道に1台、大津山井弥原ため池の先、左側に防犯カメラが1台設置してあるということで聞いております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） その中学校に付いている防犯カメラですけれども、いろいろ特徴があると思います。その特徴とか価格、大体わかりますか。それをちょ

っと教えていただきたいと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 内容的には、規格あたりは把握しておりません。パソコンで24時間のライブカメラじゃないと、設置した時期が随分前でございますので、普通コンビニに置いてあるような24時間のライブカメラではないと思います。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 価格設定は、どれぐらいなっていますかね。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） すみません、価格設定は、金額はまだ把握しておりません。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） わかりました。ちょっと監視カメラのことを調べたら、リアルタイムに映像が流出しているという実態があるそうです。日本は第2位なんですね。第1位がアメリカで4,981台、日本が3,059台、3位がイタリアで1,114台、リアルタイムで映像が流れているそうです。中学校はわかりましたけれども、今、小学校は付いていませんけれども、今後小学校の付ける予定はどうなっていますか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 中学校に設置されたのは、その当時、自転車のいたずらとかいうふうな部分があったと聞いております。小学校等々については、事案的なものが懸念されるとか、いろんなものがあれば対応も検討していかなければならぬかと思いますけれども、今のところは聞いていないところでございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） やっぱり今からこういう防犯カメラはためになるので、中学校は聞いています。自転車がパンクされたり、いたずらされたりということで付けたということは聞いておりますけど、それはそれとして、小学校にも今後付ける予算とか、そういうのを上げていただきたいとは思います。

それでは、次に町の商店とか企業とか、そういうところに付いている数とかわかりますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 町内の商店街等につきましては、こちらのほうでは把握をしておりません。企業についても、防犯カメラについてはまだ把握をしてないところでございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） もしよければ、町のほうでも、企業も室内と駐車場ですね、付いているところがあると思うので、駐車場側をあれしていれば、子どもたちが道路を通るときにもわかると思うので、その辺はちょっと把握をしていただきたいと思います。

それから、総務課長に聞きたいと思いますけど、大牟田の四箇の道の駅に反対側に、防犯カメラなんんですけど、ごみの不法投棄で看板が付いているのを御存知ですかね。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 看板が付いているのは、見たことがございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） すみません。これ不法投棄の看板でちょっとあれが違うと思いますけど、でかく最初に防犯カメラ設置と書いてあるんですよね。何かと書いていると、不法投棄のために書いてあるんですね。ということは、そこの、たまたまそれは不法投棄かもしれないけど、やっぱり不審者も映るので、そういう感じで多分看板を書いてあるので、不審者の抑止力になるかなと思って、そういう看板も今からはちょっと町でも必要じゃないかなと思ってちょっと質問したところでした。

皆さん御存知とは思いますけれども、町内で空き巣がこの5月か6月ごろ、何か頻繁にあったということで、うちの東豊永区の運営委員会でそういう話が区長のほうから出ました。うちの豊永区も1件被害に遭ったそうです。そういう話をしていましたら、委員の中からこういう話が出ました。たまたま今は空き家とか住んでないところに泥棒が入ると。そうすると、その味を食らって、今度は住んでいるところにその人が、泥棒が入って、もし住民と鉢合わせになったときに、泥棒が逃げてくれればいい。ところが、刃物だったり、凶器を持っていて傷つけられたり、殺人になった場合は恐ろしいですよねという話が出ました。皆さんも御存知のように、うちの校区というのは上のほうは本当に県道から大分離れています。もし、よければ、区のほうでも防犯カメラを設置してくれないだろうかという要望が出ました。うちのほうで防犯灯は平成29年度に4台、4基付けまして9万円ほどかかりましたが、補助金は2万円と。今度平成30年度に4基付けました。それはちょっとお金がかかったので、12万円ほどかかりましたけど、それもやっぱり補助金は5,000円の2万円しか来ませんでした。今後、その方が言われたのが、お金がかかるようでも、やっぱり区のほうで少しずつ出し合ってでも付けようかという話がありましたので、そういう防犯灯はありますけど、防犯カメラの補助金制度が何かありませんかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 防犯カメラに対する補助ということでございますが、現在町のほうではそういった補助はいたしておりません。国・県の補助がないかということで確認いたしましたが、現在のところ補助というのではないということで聞いております。防犯カメラにつきましては、現在町で設置した分だけで設置はしておりませんけれども、今後の設置については、議員がおっしゃっているように抑止も含めて効果はあると思っておりますので、検討すべき課題ではあるというふうには思っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 防犯カメラの単価等はわかりませんか。

総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 設置するのにどれぐらいかかるかというのでちょっと調べてみましたが、1台の単価としては、一般的に多く利用されている防犯カメラで、価格帯が幅広いということですので聞いてみましたが、購入すればモニター等一式で1台25万円から30万円。リースとしましては、5年間で30万円程度かかるということでお聞きしております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 町長、制度を一言お願いします。つくる補助金を。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 防犯カメラの設置の制度をつくるかということありますけれども、今、しきりに町で言っておりますのは協働のまちづくりということで、今は東豊永区のほうで自前で防犯灯も設置していただいたということはお聞きしました。ということで、防犯カメラにつきましても行政がすべきということも考えられますけれども、これをどこに設置して、どういった形で活用するのかということを正式にいろんな調査をしながら、これが1台25万円ということでございますので、金額が云々じゃなくて、やはりそういったことになれば町全体に必要になってまいりますので、全体のそういった町の必要性、そういったものを検討しながら、これは子どもたちだけじゃなくいろんな高齢者の方もそうありますので、そういう総合的な計画の下に進めるということになると思いますので、今それをやりますということで制度をつくりますということじゃなくて、そういういろいろな調査をしながら、将来にわたって検討していくことになると思います。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） うちのほうも、やっぱりちょっと高額なんであれなんですかでも、何とか付けて、そういう先ほども言いました看板を付けて、少しでも抑止力になるようにしたいと思っております。

次は、この間の新潟市の事件でもあります、警察が調べていたのは、防犯カメラ

とドライブレコーダーのことなんですけれども、ドライブレコーダーのことにちょっと触れたいと思います。ドライブレコーダーは皆さん御存知のように、車に付けるわけなんですけれども、映像とか音声も記録してくれます。事故の際には、確かな証拠能力として発揮してくれるという優れものなんですけれども、これがやっぱり通っていると不審者とか不審車両を映してくれるということで、公用車にもそういうのができないだろうかというところで質問をしたいと思います。ドライブレコーダーを付けていると運転者もなかなか安全運転する傾向になるというところになります。そこで、すみません、総務課長、公用車は何台ありますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 庁用車につきましては、現在43台ございます。あと消防積載車は別としまして22台ございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） その43台ありますけれども、1台1台の担当者は決められていますか、責任者。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 庁用車につきましては、それぞれ所属課で所管している車を検査しながら管理をしているというところです。全体の管理は、総務課長が安全運転管理者として車関係も含めてしていますけれども。1台1台の管理は、利用する課の職員が、それぞれ車は係内で、最終的には係の予算で維持をしていますので、その係で月に1回は車の点検をしながら管理をしているというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） せっかくそういうドライブレコーダーを付けても、故障していると意味がないので、誰が点検しているのかなと思ってお聞きしました。職員の方でそのドライブレコーダーを付けている方って何人ぐらいいらっしゃるか、調べましたか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） お話がありましたので、全職員ではございませんけれども、できる限り確認したところでは101人中で8人、8%という結果でございました。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 公用車は43台ありますけど、その中で公用車でドライブレコーダー付けているのは何台ありますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 現時点では公用車に付けていますドライブレコーダーはございません。

- 議長（酒見 喬君） 4番議員。
- 4番議員（立山比呂志君） 付ける予定はありませんかね、計画とかも。
- 議長（酒見 喬君） 総務課長。
- 総務課長（北原宏春君） 計画といたしましては、来月納車予定にしていますワゴンですね、ワゴン車1台にはもう契約をしまして設置をするようになっております。それから、今年度予算を当初で要求してあります、今の予定では、まだ設置しておりませんが、町民バス1台と、あと庁舎に予算の範囲内で、予算が15万円ほどありますので、予算の範囲内で10台近く設置する予定ということで現在進めているところでございます。
- 議長（酒見 喬君） 4番議員。
- 4番議員（立山比呂志君） その設置の基準なんですが、どういう特徴のやつとか決めていらっしゃいますかね、ドライブレコーダーの機能。
- 議長（酒見 喬君） 総務課長。
- 総務課長（北原宏春君） ドライブレコーダーにつきましては、まだ機能といいますか、価格も機能で随分上下がありますので、安いのを付ければたくさん付けますが、どの程度でいいのかというのが現在担当のほうでも悩んでいるところであります。どの程度のを付ければいいのかというところが、なかなか職員も設置をしている車が少ないということで、今、その辺の判断をして付けようと。もちろん予算はありますので付けますけど、どの程度のものをするかというのを今検討しているところでございます。
- 議長（酒見 喬君） 4番議員。
- 4番議員（立山比呂志君） わかりました。先ほども言いましたように、そういうのを付けている、町内を回ってもらうと不審者とかそういうのが映る可能性があるので、いいのかなと思ってちょっとドライブレコーダーのことについて質問したところでした。
- 次に、町には安全パトロールカーがありますけれども、それをちょっと、先ほども町長の答弁にありましたが、週2回ということですけど、ほかにまた回る実績とかはありますかね、別に。
- 議長（酒見 喬君） 総務課長。
- 総務課長（北原宏春君） 青パト自体は、防犯パトロールで青色の回転灯を付けて回るのは週2回の火曜日と木曜日に職員が回っておりますけれども、ほかのときは電気を付けないで通常の庁用車として使用しているということでございます。
- 議長（酒見 喬君） 4番議員。
- 4番議員（立山比呂志君） 普通の車としては運転してできるとは思うんですけど、

もし回転灯を回したときには、何か免許が要るんですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 回転灯を付けて青パトを運転するためには、青パトの講習会を受講しまして、玉名警察署へ新規、あるいは追加隊員として登録することで運転できるというふうになっております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） その資格ですよね、年齢とか、講習の日にちというか、期間というか、そういうのはどういうふうになっていますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 最近、講習が実施されたということは聞いてないんですけども、年齢は特にないとは思います、正確ではありませんが。講習は、以前私も受けましたけど、何時間か講習を受けて、警察のほうから来られて、講習を受けて、あと登録をしていただいたということで、人数は覚えておりませんが、今、回っている職員は講習を受けて、登録して回っているということでございます。年齢等については、特に条件はないと思っております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） もう一つその前に、今の青パトの経費は、大体、月とか年間いくらくらいかかるですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 青パト自体は、ガソリン代がかかりますので、パトロールで年に約300リットルほど、大体4万2,000円ぐらいかなというふうに思っています。あと、任意保険、あるいは車検、2年に1回で、修繕まで入れて2年間で25万円ほどになるようですので、車検が2年に1回ですので、1年当たりでは大体12、3万円ほどの維持運行費がかかっているということのようございます。あとは、職員がパトロールをしておりますので、平日の勤務時間内でありますので、また交通安全運動期間中は交通指導隊員が回っておりますので、特に人件費等は発生していないというところで、運行費としては12、3万円ほどと見込んでおります。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 先ほど週2回の火曜日、木曜日以外は、車は動いてない、寝ているか、それともさっき言われたように上を回さずに回っているんですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 先ほど申しましたように、青パトは通常のほかの時間は誰でも職員が業務に使えるように予約ができるような形でしておりますので、パトロ

ールをしている以外の時間は、職員が業務に予約をして運行しているということになります。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） せっかくあるんですから、よければですね、そのほかの週の3日も回してもらいたいんですけども、先ほど課長の話を聞いていると、ボランティアとかシルバー人材センターのほうにも、講習を受けければ誰でもできるので、そういうふうな、さっき教育長が言われましたように、子どもの見守りですね。要するに、そこまでは2人、3人で行ったけど、そこから1人になるというところのコースがいっぱいあると思うんですよね。もしよろしければ、ほかの3日間、そういうふうな見守りに使えないのか。業務にされているのが、どうしてもこの青パトが要るんですかね。その辺はどうですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 青パトが業務に要るかということですけれども、できる限り府用車で職員は移動するようにしていますので、それも限られた台数の中で移動しておりますので、府用車も予約して利用することが、今の業務の中では必要ではないかと思っております。

ほかの方に運転していただくということですけれども、研修を受けていただければ、それは可能であるかなとは思っていますが、それは青パトの防犯パトロールのみの運転ということにはなろうかと思います。公用車ですので、防犯パトロールとしての利用は、講習会あるいは隊員登録をすれば可能ではないかとは思っております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） わかりました。検討課題ということみたいな感じですね。でも、どうしても職員さんが段々今から減っていく中で、こういうシルバーさんとかボランティアを使ってこういうのも回せる方向でいけば、要するに公用車ですので、誰でもかれでも運転はできないと思うんですけども、教育課と検討課題で、今後やっぱりこんな感じで有効利用するにはそういうのもちょっと使っていいのかなと思いはしたので質問しました。今後検討課題で、ずっと今からまた質問していくたいと思います。

では、それで防犯のほうは終わりたいと思って、防災のほうですけれども、私もずっと防災無線とかいろいろ質問してきたので、今回は、この間、回覧板のほうに防災広場についてというところが少し載っていたので、そこをちょっと重点的に質問したいと思います。

防災広場の計画というところに載っていて、府舎建設の高校跡地の敷地内に防災

広場を設置し、災害時・緊急時もヘリポートとして機能できる広さを確保しますとか、防災広場には災害時・緊急時の水、食糧等の備蓄を保管する備蓄倉庫をはじめ、災害時の会議が行われる防災対策棟の設置、貯留型マンホールトイレや竈ベンチの設置を計画していますとか、防災広場には災害時の非常電源が確保できるような設備を計画しますというところで、さっき町長からの答弁もありました。ありましたけれども、この3つが基本になりますけれども、これにコンパクトシティとかいろいろ入ってくると思います。町長の考えは、この3つぐらいじゃないと思うので、その辺の町長の考え方をお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今、町から出ております資料に基づいていろいろお勉強していただいているおりまして、御理解いただいているかと思いますけれども、2年前の熊本地震を思い出してくださいますとわかりますとおり、避難された方々は自分の車の中で避難された方が一番多かったんじゃないかなと思います。ということで、今回は300台近い駐車場も造りますし、そういう車で避難する方用の駐車場を造りますし、そういう車中泊スペースということで造りますけれども、それと併せて健康広場、これは5,500平米ありますけれども、そこには仮設テントが設置できるようなスペースあたりも造りたいというふうに思っております。そして、今、議員がお話しになりましたとおり、いろんな災害時に使えるような備蓄倉庫も造りますし、ヘリポートも造りますし、マンホールトイレ、そういうもので総合的に、その場所に集まれば避難がすべてそこで賄えると、そういう総合的な防災広場にしたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） わかりました。ありがとうございます。

まちづくり課長、この間の予算、まだ出てなかったと思う。大体、今、町長の案でいくらぐらいの予算を計画していらっしゃいますかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 先ほど議員お尋ねの中に非常電源というのが防災広場の中に入っていると言われましたが、この非常電源については庁舎内に非常電源をつくるということで、広場の中の計画には非常電源は入っておりません。一応、基本設計段階の概算額で約1億円というところでございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） ヘリポートの広場も入れて1億円ですかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） そこまで含めたところで1億円です。広場のほうは

芝張りというところで計画しております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。わかりました。

防災に関しては、一応これで終わりたいと思います。まだ計画中なので、今から計画の中で変更とかいろいろあると思いますので、防災に関してはちょっとここだけで終わりたいと思います。

次に、子どもたちの見守りですけれども、先ほども言いましたように、防犯・防災の中に子どもたちへの防災も含めて大分質問しましたけれども、改めてもう一回質問したいと思います。

教育長も言われましたけれども、新潟市の事件もそうでしたが、昨年3月、千葉県の松戸市でも小学校3年生の女の子が殺害された事件があります。被害者は、女の子は1人で登校中に連れ去られたとみられております。全国で子どもたちの見守りを行っていますが、やっぱり、先ほども言いましたように100%見れません。本当、ちょっとした死角を狙った事件だと思います。この間、新聞にも子どもを1人する危険性を社会全体が認識すべきだというところで、新聞にもうたってありました。先ほど町長も言われましたが、やっぱり我が町でも不審者情報が出ます。それで、この事件は我が町でも起こる事件だと思っております。通学路の点検も含めて、より一層の見守りが必要だと思います。

そこで、教育長に再度お尋ねですけれども、そういうことを踏まえて、教育長の今後の思いを、代わられたばかりなのでちょっと大変だと思いますが、今後の思いをお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今の御質問にお答えいたします。

先ほども御説明しましたけど、やっぱり学校は子どもたちの命を守る、そういう場所であるということで、防犯・防災の取り組みというのは最重要課題として取り組む予定であります。来週は、町の通学路安全推進会議というのを警察、小中学校、あるいは地域の方を巻き込んだ形で点検を行います。今日、御意見をいただいた部分、指摘をいただいた分についても、そういう視点からということで、子どもの命を守る部分での死角となるような部分も改めて点検項目に追加しながら、子どもたちの命を守る取り組みに全力で取り組んでまいりたい、そんな思いを持っております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） この間ちょっと第四小学校に行って、今、教育長が言わされた通学路の点検を聞いてきたんですけども、我が総務産業もそうなんんですけど、

なかなか県道・国道、横断歩道一つ書くにもなかなか時間がかかると、すぐにはできないと。教育長とちょっとお話はしたんですけども、平成29年、30年の危険箇所も一緒なんですね。何でかというと、やっぱり先ほど言いましたように、公安委員会に出してもすぐにはできない。ずっと訴え続けなければいけないということで、大変な思いだと思いますけれども、少しづつ訴え続けていかないところはできないと思うんで、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

赤木教育課長もいろいろな課を回られて、今、教育課の課長で2カ月ですけれども、そういう思いで、教育長とは違う思いがあると思いますので、ちょっと一言その辺をお願いいたします。見守りのことです。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 2カ月間の勉強ということで、お含み願いたいと思いますけれども、やはり先ほど言われた通学路の安全の部分については、町のホームページにも要検討課題の場所が載っておりますので、国・県への要望については、毎年続けていかなくてはいけないなというふうには思っております。防犯灯あたりについても、危険箇所、優先順位を踏まえながらやっていかなくてはならないかなと思っているところです。

また、子どもの見守りについては、やはり学校はもとより、家庭、地域の中で育てていかなくてはいけないのかなと思っております。特に防犯については、今、SNSコミュニティサイトあたりでいろんな事件が流れております。なかなか、以前、飲酒とか、暴走とか、シンナーとか、いろんな部分は非常に事案が多かったんですけども、今、そういうふうなパソコンのコミュニティサイトのほうの事案が多くなっているような現状がこの間、県の学警連という組織の会議の中で、県警のほうからお知らせがあったところでございます。いろんな形で、なかなか地域の中で答えが見つからないと。なぜそうなのかというのが見つからないという現状の中で、やっぱり答えをみんなで創造していくというようなところをこれからやっていかなくちゃならないかなというようなところで、会議の中が締めくられたような感じがいたしております。

いずれにしろ、子どもたちの見守りについては、なかなか一人ではできない、学校ではできない、地域と一緒にやりながらやっていかなくてはならない問題だと、今の中では認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） ありがとうございました。やっぱり地域で子どもたちへの見守りをすると、あとは家庭ですよね。家庭のほうでもしていただいて、南関

町でこういう事件がないように、本当みんなで子どもたちを見守りたいと思っております。

私も少しずつでも協力したいと思っていますので、行政のほうもよろしくお願いたしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、4番議員の一般質問はすべて終了しました。

続いて、7番議員の質問を許します。

7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 7番議員の立山秀喜です。

今回、前回もこの農業問題につきまして質問いたしましたけど、続けて今後の基盤整備の進捗状況、そのあとの対策、それと担い手の確保と育成ということで質問をしたいと思います。特に基盤整備の進捗状況につきましては、賢木地区の高久野地区が第2工期が終わって第3工期に入っておりますけど、まだ工事が行われてないような状況に見えます。その辺がどうなっているか。また、100丁あたり今後基盤整備の要望が出ておりますけど、その辺の進捗状況なり、その辺がわかれれば教えていただきたいと思います。

それと、次の担い手の確保ですが、やはり基盤整備をして、その後農業を営むには、やはりどうしても担い手の確保というのが非常に問題になるかと思います。その辺の確保の状況、またそしてそれに対する育成ですね、それはどのような方法でやっておられるか。その辺をお尋ねしたいと思います。

後は、自席のほうから質問したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 7番、立山秀喜議員の農業問題についての質問にお答えいたします。

まず①の基盤整備の進捗状況はどうなっているのか。また、その後の対策はどのように考えているのかについてお答えします。

農地集積や担い手の確保、耕作放棄地の防止対策など、農業に関する一番の課題は、この基盤整備の推進であります。今までの進捗状況としましては、県営中山間地域総合整備事業、南関東地区の高久野工区13ヘクタールが今年度中に面工事が完了予定であり、平成23年度から着工した本事業による約60ヘクタールの整備が完了する予定となっております。

今後の計画ですが、地元への要望調査を行い、新たに第2南関として18地区111ヘクタールの基盤整備、それから堰の改修が2カ所、ため池の改修が1

力所を進めているところであります。

進捗状況ですが、昨年度相続調査を3工区行い、今年度は上長田工区が県の実施計画の策定地区として採択されたところであります。法手続き、事業着手に向け進めていくこととしております。また、他の地区につきましても、早期実施に向け地元や県と綿密に打ち合わせを行っていく計画としております。

次に、②の担い手の確保と育成はどのように考えているかにつきましては、全国的に農業従事者の高齢化と後継者不足により、厳しい状況ではありますが、国においては担い手農家への農地の集積や新規就農者対策として、農業次世代投資事業の制度を設け、農業従事者の確保の推進が図られております。本町においては、この3年間で10名の新規就農者が育成できており、現在、このほか研修中の方が1名おられ、サポート体制として国の制度紹介や資金借り入れ等についての相談体制を取っております。また、毎年玉名地域振興局と2市4町の合同で新規就農相談会を開催しているところです。

育成につきましては、農業高度化推進事業補助金制度を設けるとともに、農業経営マネージャーやJAの技術員による指導、また農業次世代投資事業の受給者に対しましては、専門員で構成されたサポートチームによる指導体制を取っているところです。さらに、補助金交付団体であります「がまだす隊」や農友会などに入会していただき、農業についてのノウハウ等を仲間同士で研鑽していただくことを期待しているところであります。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えいたします。  
また、詳細につきましては、担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時03分

再開 午後4時12分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番議員の質問の途中でしたので、これを続行してください。

7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） それでは、基盤整備の進捗状況ということでちょっとお尋ねしますけど、今現在南関町の水田耕作面積ですね、これは全体でどれだけ面積的にはありますかね。

それと、それに対して基盤整備が行われているパーセントはどれくらい、面積的でも結構ですのでどれくらいあるか。また、よければ各校区ごとにどれだけあるか、

ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） まず、水田面積でございますけれども、789ヘクタールございます。圃場整備率につきましては、そのうちの農用地区域で600ヘクタールございますけれども、それを分母としまして高久野工区面工事終了時点での約39%の圃場整備率となります。

それから、校区ごとの整備率ということでのお尋ねですけれども、これは概数ということで捉えていただきたいと思いますが、一小校区で58%、二小校区で32%、三小校区で36%、四小校区で36%となっております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 600ヘクタールのうちの約4割程度ができているということと、水田面積が全部で789ヘクタール、恐らく約190ヘクタールですかね、これくらいは荒れて残っているということで理解したいと思います。それと、400切っとるぐらいの面積がまだ基盤整備ができないということでございますけど、その中でやはり一番遅れているのが、私の出身地の第二校区ということで、非常に一番農業が盛んなところでございますので、やはりどうしてもこういうところを重点的に進めていきたいと思うんですよね、私としては。今回、高久野が終わりまして、18カ所のうち上長田地区、私の地区になりますけれども、今、遺跡の調査が終わって、相続の問題でずっと今、引っかかっておるような状態で、7月いっぱいにはこの相続では、どうにか地域の人たちと片付けていきたいと思っております。

それで、他の地域ですよね、その次やっぱり少ないので第三、第四校区ですが、その辺は何か遺跡の調査なんかもやるという、上長田地区と一緒に遺跡の調査をやるということで聞いておりましたけど、第四校区のほうですかね、その辺の遺跡の調査が遅れていると聞きましたけど、その辺はどうなっていますかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 文化財調査のことだと思いますけれども、文化財調査につきましては、上長田工区が終わっております。それから、四小校区、1工区で終わっております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 四小校区で終わっていますか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 四小校区の中の1工区で終わっております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 四小校区で私が聞いとったのは遺跡の調査を20カ所です  
ると聞いとったんですよね、上長田が終わった後すぐですね。その辺がどぎやんな  
っとるかばちょっと聞きよっとですけど、1工区が終わつとるということは、何カ  
所終わつとるということですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 2カ所でございます。地名で申し上げますと、日明、田原  
になります。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 私が聞いとるのでは、その地域は20カ所と聞いておりま  
すけど、たった2カ所でよかったです。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 今、私が申し上げましたのは、県の委託によりまして町の  
文化財のほうで文化財調査をやっている分でございます。その以前に、平成28年  
度に土地調査を実施しておりますので、そのことではないかと思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 土地調査じゃないと思います。土地調査は、1メートル1  
メートルで何か取ってからするあれだったと思いますけど、賢木の上長田地区が5  
0カ所だったんですよ。そうすると、田原は20カ所ですよ。田原四ッ原地区です  
かね、十何丁がある分ですね。その辺が何か遅れていると私は聞いたもんだけん、  
ちょっと聞きよっとです。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 文化財の発掘のことで資料に基づいてお話をいたします。  
今、言われている日明、田原工区については、その地区を歩いていろんな遺跡が発  
見されたということで、平成30年度秋に確認調査を行う方向になっているという  
ことで聞いておるところでございます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 歩いて調査と言いますけど、私が聞いとつとはですよ、長  
田で50カ所掘るということですよね。そうすると田原、四ッ原で20カ所ですね。  
これは、掘ってから、その部分に遺跡があるかどうかの確認なんで、これは業  
者さんを雇って掘ってから、私たちの地域も2カ所ばかりそういうところが出た  
もんだけんですよ、田原のほうはどげんなったじやろうかなということで確認した  
ら、田原のほうは終わってないということを聞いたもんだけん、ちょっと今は尋ね  
よっとです。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 埋文の発掘調査については、周知の埋蔵文化財構造地区というものが県で持っているのがございます。その中に入っている分については、試掘の調査をやらなくちゃいけないということで、上長田地区については、去年50ヵ所のトレーナーをやって、試掘のほうの調査が終わったということで聞いております。田原日明地区については、構造地区ではないけれども、そこに遺稿が大分踏査で見つかったから、調査発掘をやるというふうなところで話を聞いております。調査、試掘が終わって、その内容を県のほうと協議をやって、その後の本調査のほうになるかどうかというのは、その後になろうかと思っております。

○議長（酒見喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） それでは、ならその後にまた試掘の調査をするということですかね、20ヵ所というのは。

○議長（酒見喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 試掘の調査をするか、しないかという部分の調査を今度30年秋に日明田原地区をやって、あとはその内容を県のほうで見て、その後どうするかというのは、また段階がグレードが一つ上に上がっていくのかなと、発掘のほうの調査についてはそういう流れになっておるようでございます。

○議長（酒見喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 試掘のことばかり言いよると、ちょっと時間が足らんごとなりますがけんが。何しろ、田原のほうはちょっと予定というか、遅れどるというか、私が聞いとったと全然違うんですね、遅れどるような感じを受けております。

それと、その辺はそれでよかと思いますけど、先ほど基盤整備で今度18ヵ所がずっとありますけど、残りの荒れている部分の190丁ばかりですね。この辺の対策が非常にこれから先問題になると思いますし、約40%、今現在行われておりますけど、今度残り希望があつたるとは111ヘクタールということでございますので、残りのまだ2、300ヘクタールあると思いますけれども、その辺はどのような基盤整備じゃないんですけど、例えば迫田とか、ちょっと狭いところですね、その辺が以前、何かせまちだおしとか、そういうような施策をやって、つくりやすいような状態に、以前そういう施策をやっておりましたけど、その辺は町としてどういうふうな考えを持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（酒見喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 小規模の圃場整備ということで、ちょっと調べてみたんですけども、以前、平成13年ぐらいまでに1ヵ所の事業で農家数が3戸以上である場合、事業実施できる事業がございました。今回、その小規模事業ということで調べてみましたけれども、こういった形の小規模というのがちょっと見あたりませ

んでした。現在の事業の中では、農地中間管理機構の機構関連事業が5ヘクタールということで、一番小さい規模で事業ができるのと負担もないという事業であります。

○議長（酒見喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） やっぱり荒廃地とか、狭いところがやはりどの地域にも4校区とも結構あると思うんですよね。やはり、そういうところというのは、結構畦がくにやくにや曲がつとったりとか、段差が激しかったりとかで、非常に耕作するのに便利があまりよくないんですよね。そこで、以前は町単独なんかでもあったような感じがするんですけど、以前、その辺誰かわかりませんかね。副町長なんかが一番古かごたるけん、ここら辺では。

○議長（酒見喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 立山議員の質問に対してもお答えします。

昭和元年頃ですけれども、小規模圃場事業というのが、2人以上で2反以上、そういう形でせまちだおし1反当たり7万円の補助金がありました。そういう事実はあります。町単独です。

○議長（酒見喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 1反当たり7万円ぐらいで、要は畦を真っ直ぐするとか、ちょっと狭い圃場を畦を取って広くするとか、そういう簡単な事業だったと思うんですよね。もしそういう事業をできれば、もうちょっと荒廃地がなくなったりとか、特にたにやたにやの狭い圃場が、もし畦ぐらい真っ直ぐできれば、少しでも荒れるのがなくなるんじゃないかなと思いますけど、町長、その辺、何かよか案はないでしょうかね。

○議長（酒見喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） いい案ということですけれども、農業に詳しい立山議員から逆に知恵をお借りしたいぐらいでありますけれども、そういった圃場制度につきましては過去にもあったということで、農家の皆さんがそういったことをまた制度を活用してでも農地を守りたい、そして農業を続けたいということであれば、そういったことを検討することは可能でありますので、そういったことを何か町としても調査あたりも含めて取り組みながら必要性を調べていきたいというふうに考えます。

○議長（酒見喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 今、町長から非常にいいお答えをいただきましたので、私たちも調査なり要望を聞いて、なるべくそういう対応ができるようにお願いしたいと思います。

それと、今、39%の基盤整備ができておる中で、将来的に集落営農の立ち上げ

というのがどこも呼ばれていると思いますけど、基盤整備ができている中で集落営農の立ち上げの話を聞いているのが米田地区ですかね、それが上がっておりますけど、他の地域で何かそういうところが、上がっているところがありますかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 今、議員おっしゃられましたように、米田地区につきましては、今年度中の設立法人化の予定で進んでおります。そのほかの地域はちょっと小耳には挟んでおりますけれども、具体的なところではまだ聞いておりませんので、今後重点的に進めたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 今、米田地区が上がっているということでございますけど、ほかの地域も恐らく声が出てくるんじゃないかなと思います。その点、やはり集落営農を立ち上げるためにはですよ、いろいろ会合をしたりとか、研修を行ったりとか、いろいろこう何やかんや、せにやいかんことが多かつますよね。そこで、やはりどうしてもいろいろお金が掛かるところがあります、研修行にったりとかですね。その辺、町としてそういう集落営農を立ち上げるための支援なり、その辺、何か考えられておられますかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 今のところ、そういった支援はございませんけれども、これから農業振興を進めていく上では、十分検討する余地はあると思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 町長は以前、認定農家の総会に来られたとき、支援をしたいと、確か挨拶の中で言われたと思いますので、よき方法のほうにお願いしたいと思いますけれども、どぎやんですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 支援の方法につきましては、いろんな方向からありますけれども、やはりそういった組織をつくるための全体の動きの資金的なものもありますが、いろんな技術的なものの指導というのは、もちろん行政が行うべきでありまして、町・県が特に力を入れてやらなければならない面であります。ただ、その組織を立ち上げるために必要な動きに対してのお金をどうするかということにつきましては、これは国・県の補助等は調べておりますけれども、そういったものがあれば活用させていただきたいと思いますし、これから南関町の農業を守るために、必要ということであれば検討をする必要はあると思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） よければ、どうにかいい方に持っていくいただきたいと

思います。

それと、基盤整備が終わった後、終わった地区でも結構ですけど、担い手の確保が非常に必要になるかと思いますけど、各校区ごとというか、基盤整備ができるところでも結構ですけど、担い手の状況はどんなふうになっておりますかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 校区ごとの担い手数につきましては、全部で83名おられます。第1校区で23名、第2校区で33名、第3校区で18名、第4校区で9名となっております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 今の担い手の数字なんんですけど、これは基盤整備してある地域で理解してよろしいですかね。

○経済課長（東田彰夫君） いいえ、全体です。

○7番議員（立山秀喜君） 全体ですか。じゃ、基盤整備が済んでいるところでですよ、実際に担い手が、例えば南関の関村の前とか、下原とか、関外目とかですよ、結構広いところで基盤整備が進んでいるところですね、肥猪とかいろいろありますけど、坂下とかですね。そういうところで、担い手が十分おるかどうかの確認なんですか、どれぐらいかわかりますかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 基盤整備済みの地域の担い手数につきましては、確認はしておりません。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） じゃあこの83名というのは、どこから出されたんですか。これは、認定農家とか、その辺から拾い上げた数字ですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 認定農業者とか、人・農地プランに位置づけられている方とかを数えております。

○議長（酒見 喬君） 経済課長にお尋ねですけど、先ほどの資金などの補助制度が農地集積等をされるところは、ある程度県の補助・国の補助があると思いますが、それを紹介されたらいかがですか。

○7番議員（立山秀喜君） わかつとるけんよかです。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 担い手ですけど、今、認定農家、がまだす隊、農友会、今、農業関係のグループといいますかね、それが3つグループがありますけど、どれくらいか、わかりますか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 今、議員がお尋ねになられたのは、それぞれの所属する人数だと思いますけれども、認定農業者で70経営体、がまだす隊で17経営体、それから農友会で22経営体と、平成30年度でなっております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 約109名あるごたつですけど、これはどの辺で分かれとっとですか。例えば、認定農業者の農家さんはどういう方が認定農家、がまだす隊は、私が知つとつとじや、昔の4Hクラブですたいね、後継者育成クラブ、これが大体がまだす隊と思うんですよね。農友会というとの位置づけが私はちょっとよくわからないんですけど、その辺の差というのはどうやんしたふうになつとつですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） まず、認定農業者のほうですけれども、これは農業経営基盤強化の促進に関する基本構想というものの中におきまして、今後5年間の経営計画を作りまして、目標の所得を設定しまして、町が認定をしております方を認定農業者となっております。その認定農業者の方の団体が認定農業者連絡協議会という団体になっております。

それから、がまだす隊につきましては、これは若手農業者の団体ということでお聞きしております、専業農家の方が所属する団体ということになっているそうです。

それから、農友会につきましては、農業者の団体ということで、そちらのほうは兼業農家とかの方も入ることができる団体ということでお聞きしております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） それで、農友会とがまだす隊が結構だぶっているような感じを受けますけど、どうやんですかね、その辺は。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） がまだす隊のメンバーは17名、先ほど申しましたけれども、17経営体おられます。その中の12名の方が農友会にも入られている状況で、ダブっている状況になります。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） じゃあ17名のうち12名というと、本当の農友会というのは10名。これは、何でこれば聞きよるかというと、やはり担い手の育成をするにあたり、一個一個の目的は違うかもしれませんけれども、最終的には農業なんですね。それで、農友会というのがもともとは何か昔夫婦会というかな、あれから

農友会に変わつると私は認識しておりますけど、このままでは何かどうも中途半端な感じがするんですよね。がまだすというのは、農業後継者クラブなんですよ。そうすると、認定農家というのは、先ほど説明されました5年間のあれをしてからする、町が認定する認定農家なんですよね。それで、その辺をよければはつきりさせたほうが、この担い手の育成をするには非常にしやすかつじゃなかろうかと思うとですよ。ただ、兼業農家でも、認定農家でも、やり方一個で入られますし、退職した後はそのまま農家にいくということで、担い手の育成にもつながりますので、その辺をもうちょっと分けられたほうがいいんじゃないかなと思います。実際、がまだす隊とか、認定農家なんかでいろいろ話を聞けば、がまだす隊も、もう4、50代になっておりますので、結構認定農家のほうに入ってきよるんですよね。それで、その辺のすみ分けをもうちょっとやったほうがいいんじゃないかなと思いますけど、どぎゃんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 認定農業者連絡協議会につきましては、認定農業者の方が入られているということで、ちょっと別枠だという感じはしておりますけれども、がまだす隊と農友会につきましては、町としましてはこういった任意団体の存在につきましては、農業のノウハウを身近に勉強できる仲間があるということは、当事者もさることながら、非常にありがたい団体だと思っております。せっかく存在しておる団体でありますので、それぞれの団体、それから相互に検討をしていただいて、当然担当課のほうもいろいろアドバイスをしながら、それぞれの団体の目的などすみ分けをきちんとして残していただいたほうが町の農業振興につながるものと考えております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） それで、一番思うのが、農友会のあり方なんですね。何か、どうも中途半端で何か納得しないんですね。がまだす隊とちょうど認定農家を混ぜたくったごたる会になって、彼らに聞けば、もうわざわざ3つに分けて会を存続する必要のあつただろうかというような意見も聞くとですね。それで、今年はもうそういうことで走っておりますのでできませんけど、今年のうちにその3つの会をやはり一つの後継者クラブということですがまだす隊をつくる。それと、ベテランというか、その辺が認定農家というような、そういうようなすみ分けをして、育成したほうがよかつじゃなかろうかと思いますけど、どぎゃんですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現在3つの組織を、これも2つにするかということになるかと思いますけれども、その組織の存在につきましては、やはり加入されている皆さん

の意思、それをやっぱり尊重すべきであると思いますので、がまだす隊と農友会と一緒にすることを皆さん方が望んでおられるなら、それは町としてもそういった支援をしっかりしてやりますし、自分たちがやっぱりそういった組織を存続させたいということであるならば、やはりもうしばらくそういう動きを私たちも見守りながら支援を続けていかなければとは思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） この農友会のできた経緯は、副町長、御存知ですか。確かに現職ぐらいのときできちやおらんですかね。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 農友会につきましては、先ほど議員がおっしゃいました、多分夫婦会という形が移動したものだと思います。詳細につきましては、がまだす隊というのはあくまでも若い人たちの集まりでございましたので、その頃の枝分かれだと思います。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 今言われたとおり、この農友会というのは夫婦会ということで、夫婦会というのは、認定農家の中でも夫婦協定ということでつくっているような会があるんですよね。それで、何か中途半端な感じで、やはり検討する時期に入っているんじゃないかなと思います。それと、この辺はこれでよかと思いますけど、先ほど町長が言われましたけど、3年で10名の新規就農者が出来ていると言われましたですね。それで、新規就農者10名、今年が6名と言われたですかね。がまだす隊が6名か。それで、その新規就農者が農家をするにあたり、どういうような今、農作物を作つておられるか、わかれれば教えていただきたいと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 新規就農の方の新規作物については、ちょっと詳細には確認はしておりませんけれども、アスパラガスとか、ナス、水稻、トマト、といったところを聞いております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 新規就農者が農業を営むためのいろいろな事業なんかあると思いますけど、やはり路地ばかりでは上がらないし、施設でも金がかかるけん、その辺何か支援する事業などを紹介できれば、その辺の推進とかはやっておられるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 新規就農の方の助成につきましては、国の事業としまし

て農業次世代投資事業というのがございます。これは、旧青年農業者給付金でございまして、これは事業計画を立てまして認定をされる必要がありますけれども、1年間に150万円、最長で5年間受けられる給付がございます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） ほかに、例えば農業を営む中で支援する、例えば施設を3人以上で造ればリース事業とかありますけど、5割補助ですね。そういうような支援とか、そういう事業の説明とかは、経済課のほうではやっているんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 農業経営マネージャーがおります。それから、担当職員もおります。就農相談に来られた方については、そういった資金制度について、補助制度についても詳しく説明をしているところです。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） そういう説明は確かあつてますけど、やはり補助事業を受けるには、一人一人がバラバラじゃ補助事業は受けられないんですよね。やはり最低で3名なんですよね、揃わんと。南関町で3名の方が施設で、トマトならトマト、ナスならナス、イチゴならイチゴということで、3名同じ品目を作れば5割ぐらいの補助が出るんです。そういうような説明ですよね。例えば、私たちの地域で今度新規にトマトを始めるというのが1人おります。そうすると、また違うところではナスをしたいとか、いろいろバラバラなんですよね。その辺をきれいにまとめてやって、生活ができるような施策をとってやらんと、新規就農者がバラバラで作りよっても、恐らく途中で倒産じゃなかんですけど、パンクしてしまうんじゃないかと思うんですけど、その辺の指導のほうをやるかどうかですたいね。東田課長も大分経済課に長くおんなはったけんわかっとると思いますけど、どぎやんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 今のところ、そういった集団的な取り組みについての推進というのは特にはしておりませんけれども、農協さんあたりとも協議をしながら、そういったところも進めていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） やはり担い手を確保して育成するためには、特に新規就農者が途中で脱落せんように、その辺の支援というとは行政のほうも必要になるし、JAのほうの指導員なんかも必要になると思います。それで、なるべく有利な事業があるなら、積極的にその新規就農者に勧めていただいて、なるべく、例えば一番よか場所の関村の前とか、基盤整備が済んでいるところですね、そういうところに

町が率先して押し込んでいくような、そういう施策ができるなら、担い手の育成とか、確保とか、十分できるんじやないかと思います。特に最近新規就農とかが増えてきておりまますので、増えてきているというか、全然違うところから農業をするということで入ってきておりますので、その辺をもうちょっと支援していただければ、もっと農家さんも増えてくるんじやないかと思いますし、やはりこれから先、基盤整備ができて、農地集積、またそこで集落営農、また法人化がいろいろ進んできてくれるたら、やはりその基盤整備の地域にでも必ず施設園芸がどれだけ入るかとか、そういう要件が入っています。だから、そういう人たちを今のうちにつくっていかないと、途中でなくなってしまったら、恐らく基盤整備もうまくいかないし、その後の畠も荒れてくるんじやないかと思いますけど、その辺、十分検討していくいただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 経済課長も答弁いたしましたけれども、今、それぞれのサポート制度というのがあって、町のほうにも経営マネージャーがおりますし、JAにも技術者がおられます。それと、県のほうでもかなり詳しいそういった担当職員がおりますので、まずはそういった制度をしっかりとつかんで、そしてその担い手の方にそういった制度を伝えることができるよう、そして経営がつながるように、そういうものを、まずは町の職員も含めてしっかりと勉強しながら、指導ができる体制をとっていきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） それでは、ぼちぼち時間にもなりましたので、まとめに入りたいと思います。

私が最初に言っておりました基盤整備の問題なんですけど、やはり予定よりかちよつと遅れとなるような部分もありますし、遺跡の調査とか、その辺が遅れるとし、それで今一番私たちのところでもつかえているのが相続の問題なんですね。それがうまくいかないと、これから進んできません。それと、それに伴って今から先の基盤整備というのは、農地集積ができなければいろいろな助成とかが付きませんので、その辺の集積のほうを進めるような指導をやっていただきたいということと、なるべく1日も早く、恐らくその地権者の方々も相続なり、みんな頑張っておられると思いますので、その辺をなるべくうまくスムーズにいくように、役場のほうと行政のほうと力を合わせて進めていきたいと思います。

それと、担い手ですけど、特に担い手の育成と確保ですね、これが非常にこれから先、南関町の農業に対して非常に必要なことだと思います。これに対しての町からの支援なり、またそれを指導できるような立場の人たちの育成とか、それを十分

やっていただきいて、県でも国でもいいですので、その辺ができる人を必要であれば呼んででも進めていただきたいと思います。

以上、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 以上で、7番議員の一般質問は終了しました。

—————○—————

○議長（酒見 喬君） これで、本日の日程はすべて終了しました。

明日13日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。

起立、礼、御苦労様でした。

—————○—————

散会 午後4時53分